

業 務 概 況

令和7年版



国 土 交 通 省
九州運輸局 熊本運輸支局

目 次

I 熊本県の概況	
1. 熊本県の交通インフラ	1
2. 熊本県主要な交通施策の概況	3
3. 熊本県の観光の概況	4
II 管内の業務別概況	
1. 企画関係業務の概況	
(1) 地域公共交通に関する施策	6
(2) 管内の地域公共交通会議・地域公共交通活性化協議会の設置状況等	7
(3) 管内の地域公共交通計画の策定状況	8
(4) 海事産業次世代人材育成事業	9
2. 旅客輸送関係業務の概況	
(1) 旅客自動車運送事業	
①乗合バス輸送	10
②貸切バス輸送	12
③タクシー輸送	13
(2) 自家用有償旅客運送	16
(3) 旅客船輸送	18
3. 物流関係業務の概況	
(1) トラック事業	19
(2) 内航海運事業	21
(3) 港湾運送事業	22
(4) 倉庫業	23
4. その他輸送関係事業の概況	
レンタカー事業	24
5. 自動車登録の概況	25
6. 自動車整備事業の概況	
(1) 自動車整備事業場の推移	29
(2) 整備主任者・自動車検査員研修受講状況の推移	29
(3) 自動車整備士合格者総数	29
7. 保安関係業務の概況	
(1) 熊本県における事業用自動車重大事故発生状況の推移	30
(2) 事業用自動車の事故種別発生状況	30
(3) 街頭検査の実施状況	31
8. 船舶登録の概況	32
9. 造船事業の概況	33
10. 船舶検査の概況	33
11. 船員関係業務の概況	
(1) 船員関係	34
(2) 海技免状関係	34
(3) 船員職業安定所関係	35
(4) 管内の指定市町村関係	35
12. 運航労務管理業務の概況	36
13. 外国船舶監督業務の概況	37
14. 独立行政法人自動車技術総合機構の概況	38
III 熊本運輸支局の組織	39
IV 熊本運輸支局の沿革	40
V 運輸関係法人・団体等	
1. 関係法人・団体等一覧表(本庁舎-陸運関係)	42
2. 関係法人・団体等一覧表(三角庁舎-海運関係)	43

I 熊本県の概況

1. 熊本県の交通インフラ

【道路】

熊本県の道路網は、九州の中央に位置する地理的条件を背景に、県内外を結ぶ重要な交通基盤として整備されている。九州を縦断する九州自動車道をはじめ、熊本市を中心に放射状に延びる国道3号、国道57号、国道208号などの幹線道路が県内各地を結び、物流や通勤・通学観光交通を支えている。一方で、熊本都市圏では交通量の増加による渋滞が課題となっており、中九州横断道路やバイパス等の整備が進められている。

【鉄軌道】

鉄軌道は、九州新幹線やJR在来線、民鉄（熊本電気鉄道）、第三セクター鉄道（南阿蘇鉄道、くま川鉄道、肥薩おれんじ鉄道）、熊本市電で構成されている。民鉄や第三セクター鉄道は地域の生活交通を担い、熊本市内では市電が都市内交通の中核となっている。また、国際航空路線の拡大や半導体関連産業の集積による空港利用者増加が見込まれており、熊本市中心部と阿蘇くまもと空港間の定時性・速達性の確保に向け、空港アクセス鉄道の整備が検討されている。

一方、近年は自然災害による甚大な鉄道被害が続いており、平成28年の熊本地震ではJR豊肥線（肥後大津～阿蘇）と南阿蘇鉄道が深刻な被害を受けたが、JR豊肥線は令和2年、南阿蘇鉄道は令和5年に全線再開した。令和2年7月豪雨ではJR肥薩線、肥薩おれんじ鉄道、くま川鉄道が被災し、JR肥薩線（八代～人吉）は令和33年度の再開を目標として合意済み、くま川鉄道は令和8年度上半期の全線再開に向け復旧が進んでいる。

【港湾・空港】

港湾は、国際物流拠点となる熊本港、八代港、三角港、水俣港の4つの重要港湾をはじめ、長州港、荒尾港、天草港など多く存在している。特に熊本港と八代港は、2024年に政府が指定した「特定利用港湾」にも含まれており、有事の際の活用や物流拠点としての役割が期待されている。また、八代港への国際クルーズ船の入港回数は、新型コロナウイルス感染症の拡大により一時的に減少したものの、新型コロナウイルス感染症の水際対策の緩和措置を受け国際クルーズ船の受け入れが再開された令和4年以降、年々、増加傾向にある。（令和4年：4回、令和5年：15回、令和6年：33回、令和7年：36回）

空港は、主な空の玄関口である阿蘇くまもと空港のほか天草空港がある。阿蘇くまもと空港は、震災復興と利便性向上のため民間運営が導入され、令和5年には国内線と国際線が一体化した新旅客ターミナルビルが開業した。天草空港は、天草エアラインが福岡空港・阿蘇くまもと空港・伊丹空港線などを運航するコンパクトな空港である。

●熊本県の概況

- 14市9郡(23町8村)
- 熊本県の人口（熊本県HPより）
 - 人口のピーク 昭和30年 189万人
 - R8.1.1現在 1,680,826人
 - （県下主要都市の人口）
 - 熊本市 734,902人
 - 八代市 118,626人
- 県土の約6割が森林
- 昭和と平成の「名水百選」に全国最多の8カ所選定
 - ・昭和の名水百選（菊池水源（菊池市）、白川水源（南阿蘇村）、轟水源（宇土市）、池山水源（産山村））
 - ・平成の名水百選（水前寺江津湖湧水群（熊本市）、金峰山湧水群（熊本市及び玉名市）、六嘉湧水群・浮島（嘉島町）、南阿蘇村湧水群（南阿蘇村））
- 熊本市の上水道はほぼ100%地下水
人口50万人以上の都市で唯一
県全体でも約8割が地下水を利用

管内の主要な鉄道、高速道路、空港、港湾施設の状況



管内及び他県を結ぶ主要旅客定期航路



⑥ 苓北観光汽船
(Kizuna II)
19GT



① 熊本フェリー (オーシャンアロー)
1,674GT



② 共同フェリー (フェリーごしょうら)
132GT



④ シークルーズ (Vista Bonita)
19GT



⑤ 湯島商船
(昭和丸) 15GT

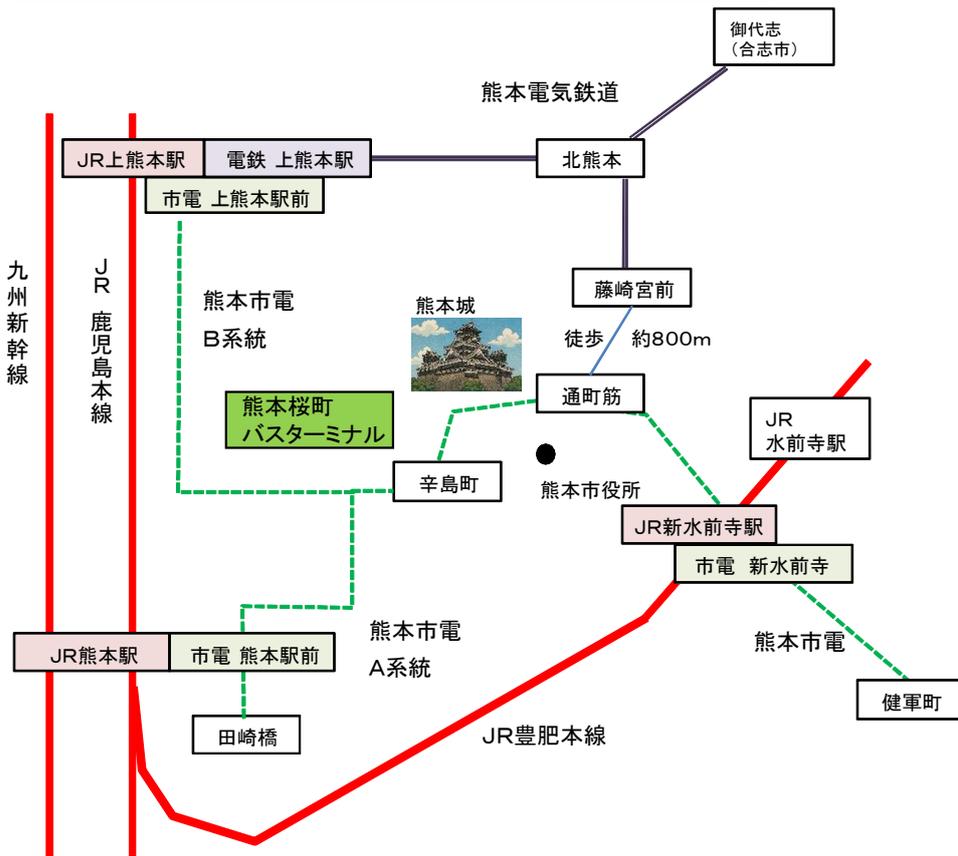


③ 三和商船 (第二天長丸)
577GT

番号	事業者名	航路名	備考
①	熊本フェリー(株)	熊本～島原	
②	共同フェリー(株)	棚底～三角 御所浦～本渡 御所浦～棚底・大道 本渡～御所浦	
③	三和商船(株)	牛深～蔵之元	国庫補助航路
④	(株)シークルーズ	本渡～松島～三角 三角港連絡船 ※	※休止中
⑤	(有)湯島商船	湯島～江樋戸	
⑥	苓北観光汽船(株)	天草～長崎	国庫補助航路
⑦	有明海自動車航送船組合	多比良～長洲	長崎所管
⑧	九商フェリー(株)	島原～熊本	長崎所管
⑨	島原鉄道(株)	口之津～鬼池	長崎所管
⑩	天長フェリー(株)	天草～長島	鹿児島所管
⑪	(有)獅子島汽船	幣串～水俣	鹿児島所管

2. 熊本県主要な交通施設の概況

(1) 熊本市内の軌道系輸送機関の結節状況



JR熊本駅周辺



JR上熊本駅周辺



JR新水前寺駅周辺



(2) 自動車ターミナル（自動車ターミナル法関係）

①一般バスターミナル

事業者名	ターミナルの名称	位置	施設概要	
九州産交 ランドマーク(株)	熊本桜町 バスターミナル	熊本市 中央区桜町	許可年月日	昭42.5.23
			開始年月日	令1.9.11
			施設面積	14,746㎡
			バス数	29
			乗入会社数	県内5社、県外8社

熊本桜町バスターミナルが入る複合商業施設
「SAKURA MACHI Kumamoto」



②専用バスターミナル

事業者名	ターミナルの名称	位置	施設概要
九州産交バス(株)	本渡バスターミナル	本渡市南新町	4バス
熊本電気鉄道(株)	菊池バスターミナル	菊池市大字隈府	2バス
合計	2ターミナル		10バス

③一般トラックターミナル

事業者名	ターミナルの名称	位置	施設概要	
九州高速道路 ターミナル(株)	熊本トラックターミナル	熊本市 東区小山	免許年月日	昭50.8.21
			開始年月日	昭51.6.24
			境域面積	77,742㎡
			バス数	54

3. 熊本県の観光の概況

観光は、我が国の力強い経済を取り戻すための極めて重要な成長分野であり、観光需要を取り込むことにより地域活性化、雇用機会の増大などの効果を期待されている。

熊本県は、阿蘇の雄大なカルデラ景観や天草の美しい海岸線・多島群、そして豊富な温泉など県内各地が優れた自然の観光資源に恵まれており、また、日本三名城の一つ熊本城など歴史や文学にかかわりのある観光地、施設が数多く存在している。

阿蘇地方には、観光圏整備法に基づき国土交通大臣が認定した観光圏として、「阿蘇くじゅう観光圏」があり、民間のソフト事業に対する補助制度や各種法律の特例などにより、地域の自主的な取組を支援し、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを推進している。また、阿蘇くじゅう国立公園をナショナルパークとしてのブランド化を図る取り組み「阿蘇くじゅう国立公園満喫プロジェクト」も行われている。

魅力的な観光地域づくりの面では、各地域で日本版DMOの形成確立に向けた取り組みも行われており、熊本県においては、株式会社くまもとDMC、DMOやつしろ等が観光庁の登録法人となり、観光地域づくりを行っている。

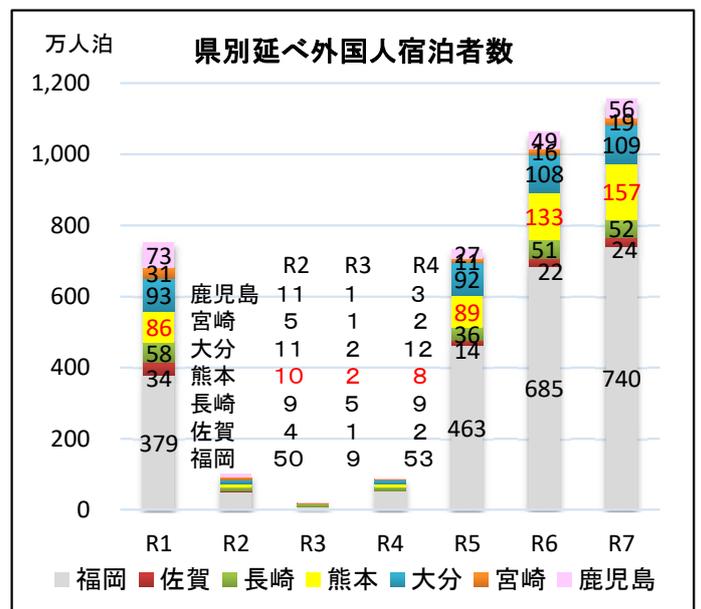
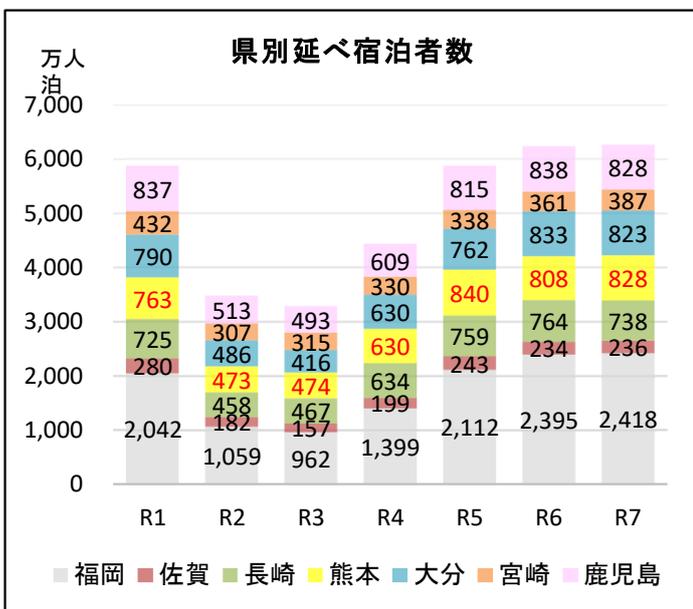
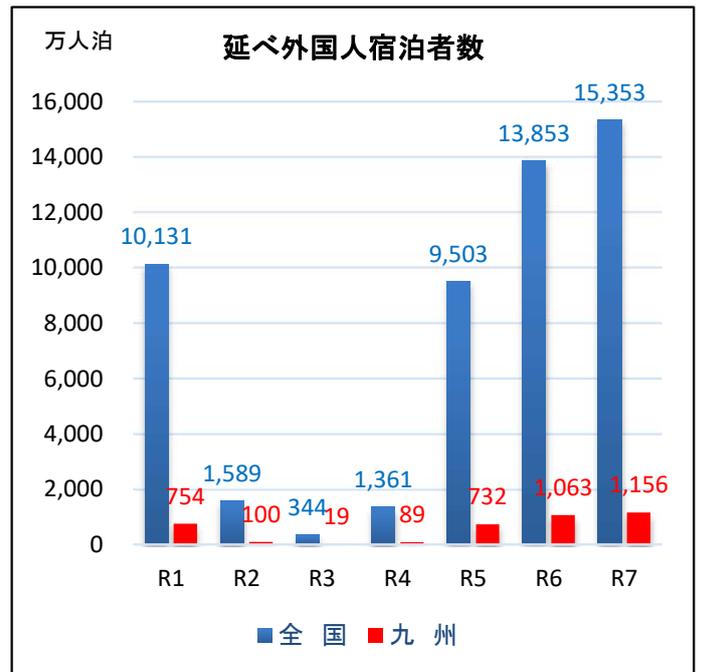
令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大局面において観光客の著しい減少があったものの、令和4年には行動制限が徐々に緩和され回復基調となった。また、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類へ移行され、国内消費者の旅行マインドが上昇したことや国際線の新規就航・復便等により外国人旅行者が日本を訪れやすくなったこともあり当県の延べ宿泊者数はコロナ禍前の水準へ回復した。令和7年も速報値で828万人と更に増加している。

訪日外国人の延べ宿泊者数については、令和6年は約133万人（前年比149%）と増加した。国籍別に見ると台湾が最も多く、次いで韓国、香港、中国の順となっており、東アジアが全体の78.6%を占めた。台湾は、TSMCの進出等に伴い県内観光への関心も高まっており増加傾向にある。また、東アジア以外では、シンガポール、マレーシア、フィリピンなどの東南アジアのほか欧・米・豪も増加傾向にある。

なお、令和7年（速報値）の国籍（出身地）別外国人延べ宿泊者数では韓国が約49万人と最も多くなっている。

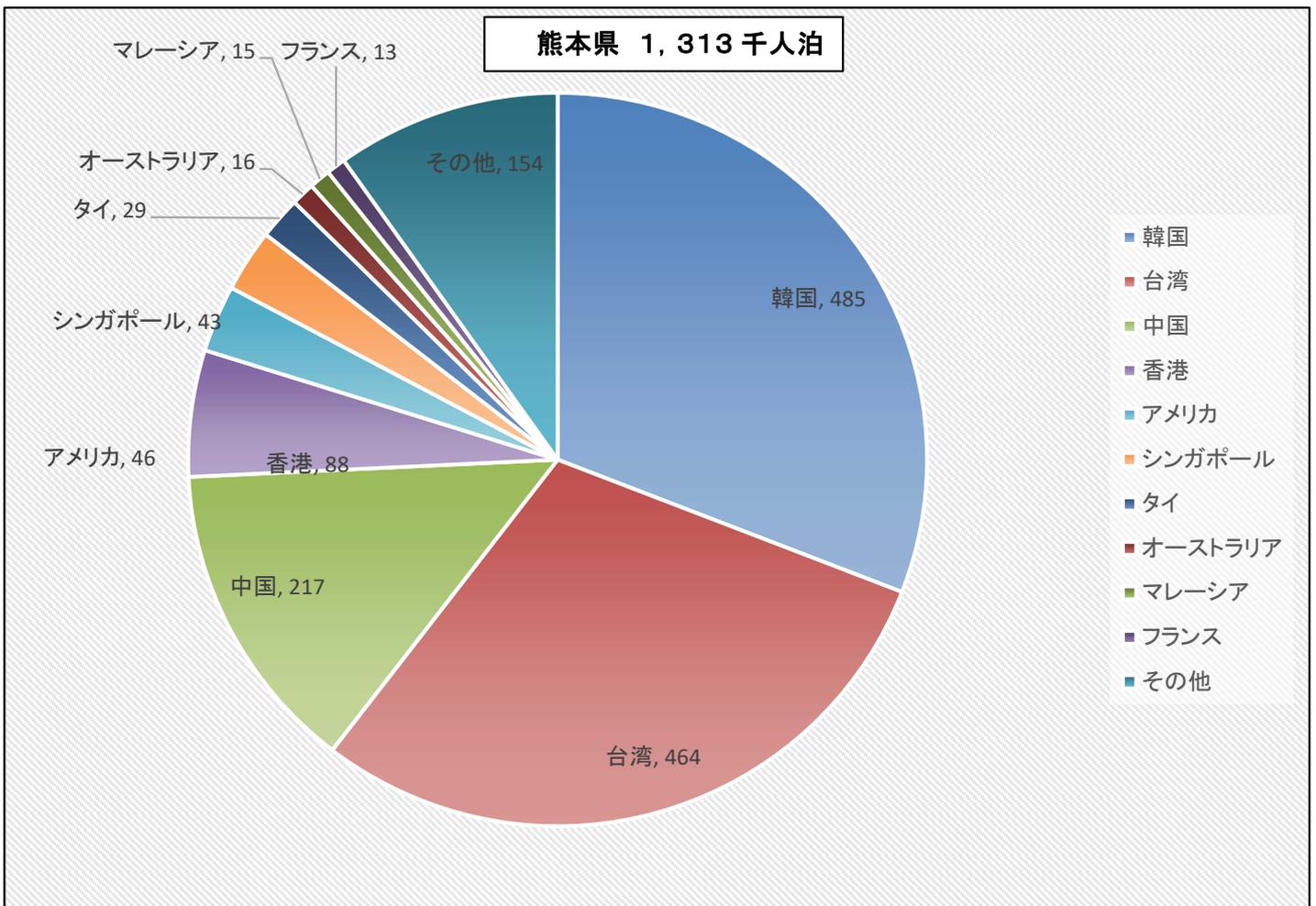
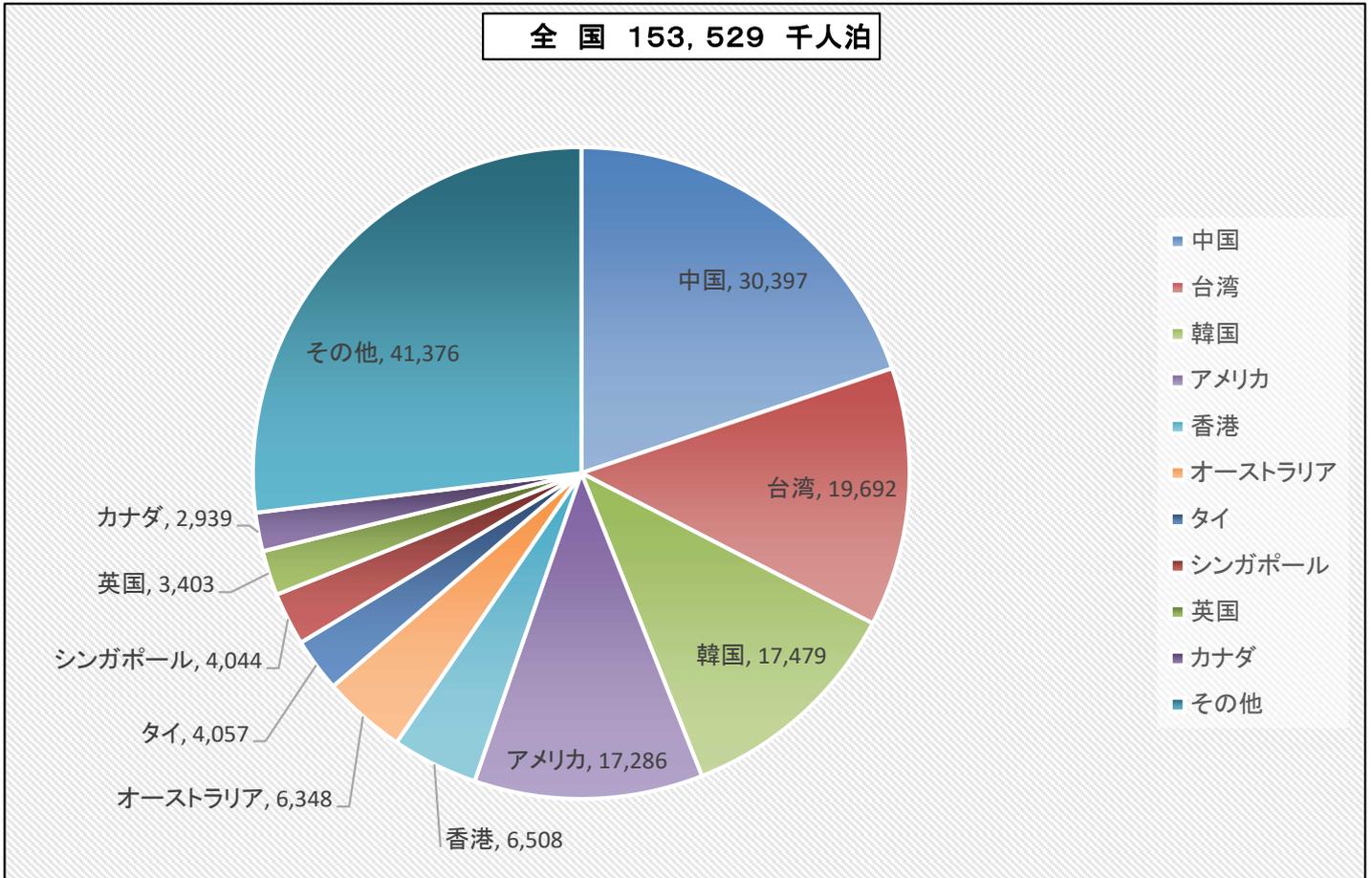
令和7年の熊本県の延べ宿泊者数は、8,281,360人泊で全国22位、九州で第2位（前年は全国25位、九州4位）。外国人延べ宿泊者数は、1,571,520人泊で全国第17位、九州で2位であった（前年は全国16位、九州2位）。

県内の宿泊者の状況（観光庁宿泊旅行統計調査 ※令和7年は速報値）



令和7年国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)

(観光庁宿泊旅行統計調査 速報値)



Ⅱ 管内の業務別概況

1. 企画関係業務の概況

(1) 地域公共交通に関する政策（地域公共交通活性化再生法）

- ▶ 近年における少子高齢化の進展や自家用車の普及等により、地域公共交通の維持に困難が生じていること等を踏まえ、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保等を行うため、地方公共団体が主体となって、地域公共交通の維持・確保や利便性向上の取組を促進するため、平成19年に「地域公共交通活性化再生法」が制定された。
- ▶ その後の社会経済情勢の変化に対応し、地域の実情に応じた持続可能な地域公共交通の実現を目指すべく、平成26年、令和2年、令和5年に法改正が行われた。

地域公共交通を取り巻く現状・背景

高齢者の不安

○高齢者の免許返納の数は、近年大幅に増加

地方部の路線バス事業の厳しい現状

○全国の約7割のバス事業者において**一般路線バス事業の収支が赤字** ○**運転手不足が年々深刻化**

地域公共交通の確保に関する地方負担の増加

○路線バスへの補助、コミュニティバス、乗合タクシーの運行により**地方公共団体の財政負担が大幅に増加**

- **高齢者の運転免許返納も増える中、移動手段の受け皿の確保が重要**となっているにもかかわらず、人口減少の本格化、**運転者不足の深刻化**等により、**公共交通の維持が容易ではなくなっている**
- 観光による地域振興を図る上でも、外国人旅行者を含む来訪者にも利用しやすい移動手段の確保が必要

地域公共交通活性化再生法の制定・改正の変遷

平成
19年
制定

- ✓ **地域公共交通活性化再生法を制定し市町村が主体となって幅広い関係者の参加による協議会を設置**
- ✓ **「地域公共交通総合連携計画」の策定**を通じて地域公共交通の確保・維持等の取組を促進する制度を整備

平成
26年
改正

- ✓ ①**まちづくりと連携（コンパクト・プラス・ネットワーク）**し、②**面的な公共交通ネットワークの再構築**を図るため、**「地域公共交通網形成計画」**を法定計画として規定
- ✓ バス路線の再編等を実施する**「地域公共交通再編事業」**を創設し、法律・予算の特例措置を適用し、計画の実現を後押しする制度を整備 など

令和
2年
改正

- ✓ 地域公共交通網形成計画を**「地域公共交通計画」**と改め、**地方公共団体の作成を努力義務**として規定
- ✓ **「地域旅客運送サービス継続事業」「地域公共交通利便増進事業」**等を創設し、地域における移動手段の確保や地域公共交通の充実を促進 など

令和
5年
改正

- ✓ ローカル鉄道・バス・タクシー等の地域交通の再構築に関する仕組みを創設・拡充し、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通への**再構築（リ・デザイン）**を推進。
- ✓ 自治体と交通事業者が、一定の区域・期間について、交通サービス水準（運行回数等）、費用負担等の提供を締結して行う**「エリア一括協定運行事業」**を創設。 など

地域公共交通計画のポイント

- ◆ **まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保**
・まちづくり施策との一体的推進 ・**観光振興施策・福祉施策の一層の連携**
- ◆ **地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保**
・公共交通をネットワークとして捉え、**幹線・支線の役割分担の明確化** ・ダイヤや運賃等のサービス改善
- ◆ **地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ**
・MaaSの導入等、**新たな技術を活用**した利用者の利便性向上
- ◆ **住民の協力を含む関係者の連携**
⇒ **地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ**

地域公共交通計画の考え方

まちづくりと連携した
地域公共交通
ネットワークの形成
網形成計画と同様



地域における
輸送資源の総動員
今般新たに追加

**メニューの充実やPDCAの強化により、
持続可能な旅客運送サービスの提供の確保**

地域旅客運送サービス

公共交通機関

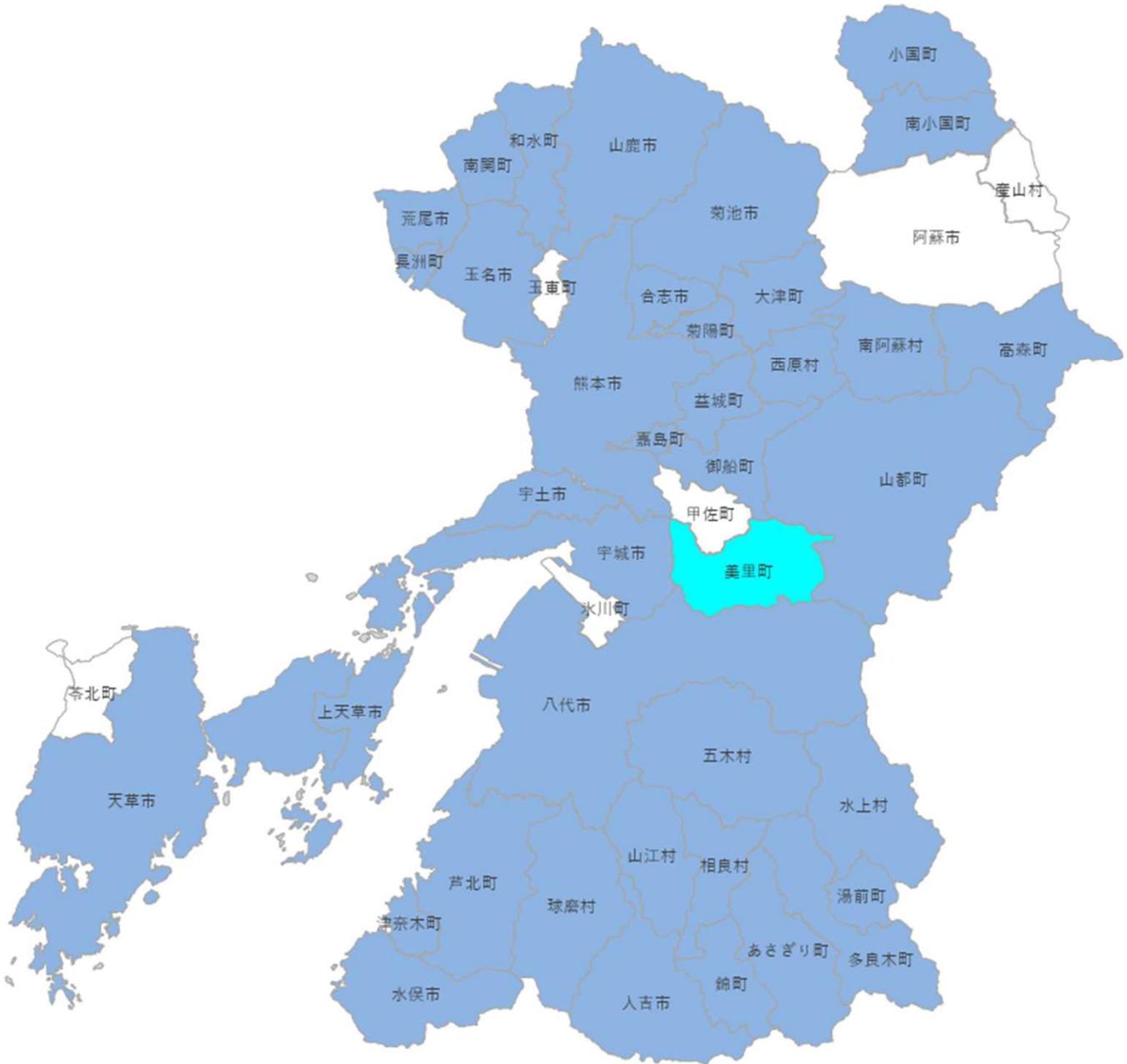


- 地方公共団体が交通事業者と連携して、地域の輸送資源を総動員する交通計画を作成
- 既存の公共交通サービスの改善・充実の徹底と国が予算面とノウハウ面から支援 → 持続可能な地域公共交通の実現へ

(2) 管内の地域公共交通会議・地域公共交通活性化協議会の設置状況等（令和8年3月）

市町名	地域公共交通会議	地域公共交通活性化協議会	地域公共交通計画	計画期間
			策定状況	
熊本県	-	熊本県地域公共交通協議会	○	R8.4~R13.3
熊本市	熊本市地域公共交通会議	熊本地域公共交通活性化協議会	○	H28.4~R9.3
八代市	八代市地域公共交通会議		○	R8.40~R13.3
人吉市	人吉市地域公共交通会議	人吉市地域公共交通活性化協議会	○	R5.4~R10.3
		人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4~R9.3
荒尾市	荒尾市地域公共交通活性化協議会		○	R5.4~R10.3
水俣市	水俣市地域公共交通会議		○	R7.4~R12.3
玉名市	玉名市地域公共交通会議		○	R6.4~R11.3
山鹿市	山鹿市地域公共交通活性化協議会		○	R6.4~R11.3
菊池市	菊池市地域公共交通会議		○	R7.4~R12.3
宇土市	宇土市地域公共交通会議	宇土市地域公共交通活性化協議会	○	R4.4~R9.3
上天草市	上天草市地域公共交通会議	上天草市地域公共交通活性化協議会	○	R5.4~R10.3
宇城市	宇城市地域公共交通活性化協議会		○	R7.4~R12.3
阿蘇市	阿蘇市地域公共交通会議	-	-	-
天草市	天草市地域公共交通会議	天草市地域公共交通活性化協議会	○	R5.4~R10.3
合志市	合志市地域公共交通協議会		○	R6.4~R11.3
玉東町	-	-	-	-
南関町	南関町地域公共交通協議会		○	R5.4~R10.3
長洲町	長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会		○	R6.4~R11.3
和水町	和水町地域公共交通会議		○	R6.4~R11.3
大津町	大津町地域公共交通会議		○	R4.9~R9.3
菊陽町	菊陽町地域公共交通会議		○	R7.4~R12.3
南小国町	小国郷地域公共交通会議		○	R6.12~R11.3
小国町	小国郷地域公共交通会議		○	R6.12~R11.3
産山村	産山村地域公共交通会議	-	-	-
高森町	高森町地域公共交通会議	南阿蘇鉄道沿線地域公共交通活性化協議会	○	H30.4~R15.3
西原村	西原村地域公共交通会議		○	R7.4~R12.3
南阿蘇村	南阿蘇村公共交通連携協議会	南阿蘇鉄道沿線地域公共交通活性化協議会	○	H30.4~R15.3
御船町	御船町地域公共交通活性化協議会		○	R4.7~R9.3
嘉島町	嘉島町地域公共交通会議	熊本地域公共交通活性化協議会	○	H28.4~R9.3
益城町	益城町地域公共交通会議		○	R3.4~R9.3
甲佐町	甲佐町地域公共交通会議	-	-	-
山都町	山都町地域公共交通会議	山都町地域公共交通活性化協議会	○	R6.4~R11.3
美里町	美里町地域公共交通活性化協議会		策定中	-
氷川町	-	-	-	-
芦北町	芦北町地域公共交通会議		○	R6.4~R11.3
津奈木町	津奈木町地域公共交通会議		○	R6.5~R11.3
錦町	錦町地域公共交通会議	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4~R9.3
多良木町	多良木町地域公共交通会議	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4~R9.3
湯前町	-	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4~R9.3
水上村	水上村地域公共交通対策協議会	水上村地域公共交通対策協議会	-	-
		人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4~R9.3
相良村	相良村地域公共交通会議	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4~R9.3
五木村	-	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4~R9.3
山江村	山江村地域公共交通会議	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4~R9.3
球磨村	球磨村地域公共交通会議	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4~R9.3
あさぎり町	あさぎり町地域公共交通会議	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4~R9.3
苓北町	苓北町地域公共交通会議	-	-	-

(3) 管内の地域公共交通計画の策定状況（令和8年3月）



地域公共交通計画策定自治体

自治体数 (県含む)	策定自治体 (黄色)	策定中 (水色)
46	39	1

- …地域公共交通計画策定済み
- …地域公共交通計画策定中
- …計画なし（策定中除く）

➤ 令和2年の地域公共交通活性化再生法改正により、地域交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」の作成が努力義務化

- 複数自治体による広域計画は以下のとおり
 - 熊本地域公共交通計画（熊本市・嘉島町）
 - 南阿蘇鉄道沿線地域公共交通計画（熊本県・高森町・南阿蘇村）
 - 人吉・球磨地域公共交通計画（人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町）
 - 小国郷地域公共交通計画（小国町、南小国町）

【利便増進計画関係】

- 熊本市（市電多両編成導入等）
 - …R5.4.25認定
- 荒尾市（医療センター開業に伴う路線再編）
 - …R6.10.29認定
- 合志市（路線定期型→デマンド化等）
 - …R7.9.8認定

(4) 海事産業次世代人材育成事業の概況

海事産業(造船業、海運業、港湾運送業など)は、近年、労働者の高齢化や後継者不足による技術の伝承問題など喫緊の課題を抱えていることから、次世代を担う小中学生を中心に海事産業への理解と関心を高めるために海事関係業界と連携して「海事産業見学会」を開催している。

令和7年度は、6月と12月に宇土市内と玉名市内の小学校それぞれ1校を対象に、フェリーや造船所の見学会と出前講座を実施した。

○フェリーの乗船体験(宇土市内の小学校5年生)



操舵室にて船員から仕事の説明



車両甲板の見学



オープンデッキで記念撮影

○フェリーの乗船体験(玉名市内の小学校5年生)



操舵室にて船長から仕事の説明



機関室を見学



カモメクルージングを堪能

○造船施設の見学(宇土市内の小学校5年生)



船用エンジンに関する説明



エンジン製造を見学



工場内で記念撮影

○造船施設の見学(玉名市内の小学校5年生)



造船業等に関する説明



巨大な船舶の建造を見学



クレーンをバックに記念撮影

2. 旅客輸送関係業務の概況

(1) 旅客自動車運送事業

①乗合バス輸送

(1)乗合バス輸送の現況

乗合バスによる輸送人員は昭和44年度には約1億1923万人に上っていたが、自家用車の普及が進むにつれ年々減少、平成7年にはピーク時の半分以上となった。その後も減少が続き、令和2年度には新型コロナウイルスの感染拡大により輸送人員が2,000万人を下回るなど、熊本県内のバス事業者も多大な影響を受けた。令和3年度以降はコロナ禍の収束とともに輸送人員は回復傾向となり、令和6年度は約2,649万人と令和元年度の約92%まで回復している。

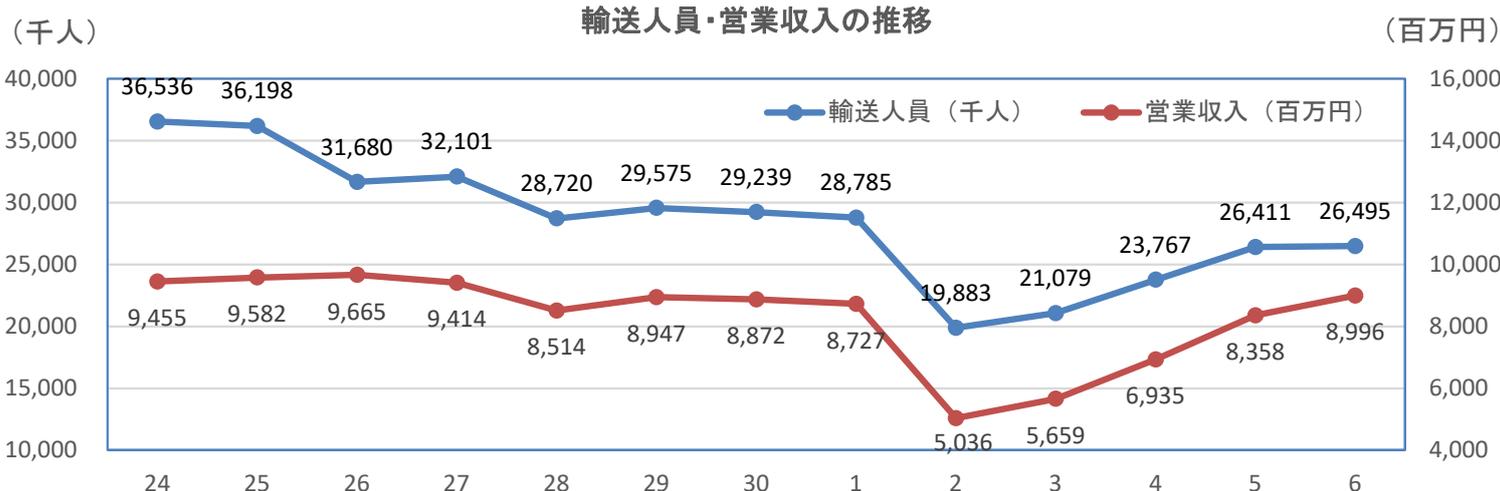
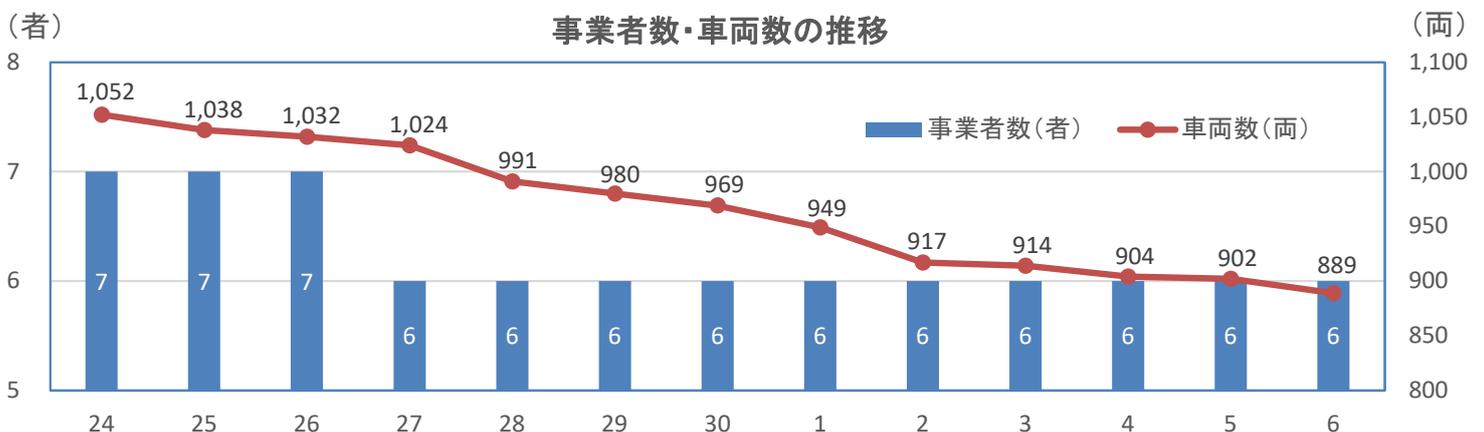
その一方で、各バス事業者では運転士不足が深刻な問題となっており、各事業者とも運転士の定数を下回る状態での運行を余儀なくされている。こうした背景から路線バス各社では路線の廃止や減便が相次ぎ、運転士の確保と路線の維持をどう図るのか、喫緊の課題となっている。

(2)路線バス各社における利用促進・人材確保の取組み

令和3年3月に全国初となる共同経営計画が認可、同年4月1日に県内の路線バス事業者5社による共同経営の取組が始まった。複数事業者が重複運行する4区間(旧3号線方面、川尻市道方面、産業道路・国道道路方面、旧57号線方面)について、運行会社の一本化やダイヤ調整等の運行効率化が図られ、その後も対象区間として県庁通り方面の追加、熊本市内中心部における180円均一運賃の取組みが実施された。

路線バス各社では自治体と連携した「バス乗り方教室」の定期的開催や「自動運転バス実証運行」等、利用促進のための取組みを行っている。また、運賃の決済手段としてクレジットカードタッチ決済を路線バス全車に導入するなど、インバウンド旅行者にもバスが利用しやすい環境整備を行っている。

人材確保の取組みについては、国の補助も活用しつつ積極的な採用活動を行っている。また、熊本運輸支局、自衛隊熊本地方協力本部、バス・タクシー・トラックの各業界団体の協力のもと、退職予定自衛官を対象とした合同説明会を開催、運転手の仕事内容の説明や車両の運転体験を行うなど、多様な形での採用活動を行い、人材の確保を図っている。



バス利用促進のための各種取組

①「バス乗り方教室」の開催

県内路線バス各社においては、自治体と連携し小学生向けの「バス乗り方教室」を県内各地で定期的実施している。

乗り方教室ではバス会社の社員から時刻表や運賃表の見方を教わったり、ICカードを使った運賃の支払い体験や、運転席での記念撮影等を行っている。

子供たちにとってバスが身近な存在であることを感じてもらい、将来的なバス利用者の増加に繋がることが期待される。



②自動運転バス実証運行

地域公共交通が抱える運転士不足や移動手段の確保等の課題に対応するため、熊本市が主催となり、自動運転技術を活用したバスの実証運行が実施された。

本実証では、南熊本駅から花畑広場前を結ぶ区間において30日間の運行を行い、延べ1,273人が乗車するなど一定の利用がみられた。一方で、ブレーキ操作や路上駐車車両の回避時に違和感を覚えたという意見もあり、技術面での課題も確認された。

国土交通省としては、関係自治体や事業者からの相談対応を行うとともに、補助制度等を整備し、地方公共団体による取組を着実に後押ししていくことで、自動運転の社会実装に向けた環境整備を支援していくこととしている。

③セミコン通勤バス実証実験

菊陽町と合志市に跨る工業団地「セミコンテクノパーク」周辺では、台湾積体回路製造(TSMC)の子会社であるJASMの半導体製造工場の稼働開始及び関連会社の拠点の新設により交通量が大幅に増大し、朝夕の通勤時間帯における交通渋滞が問題となっている。

そこで大津町・菊陽町が主催となり、令和7年10月より、セミコンテクノパークから大津駅を結ぶ通勤バスの実証実験を実施し、自家用車による通勤から路線バスによる通勤に転換させることを目指している。

②貸切バス輸送

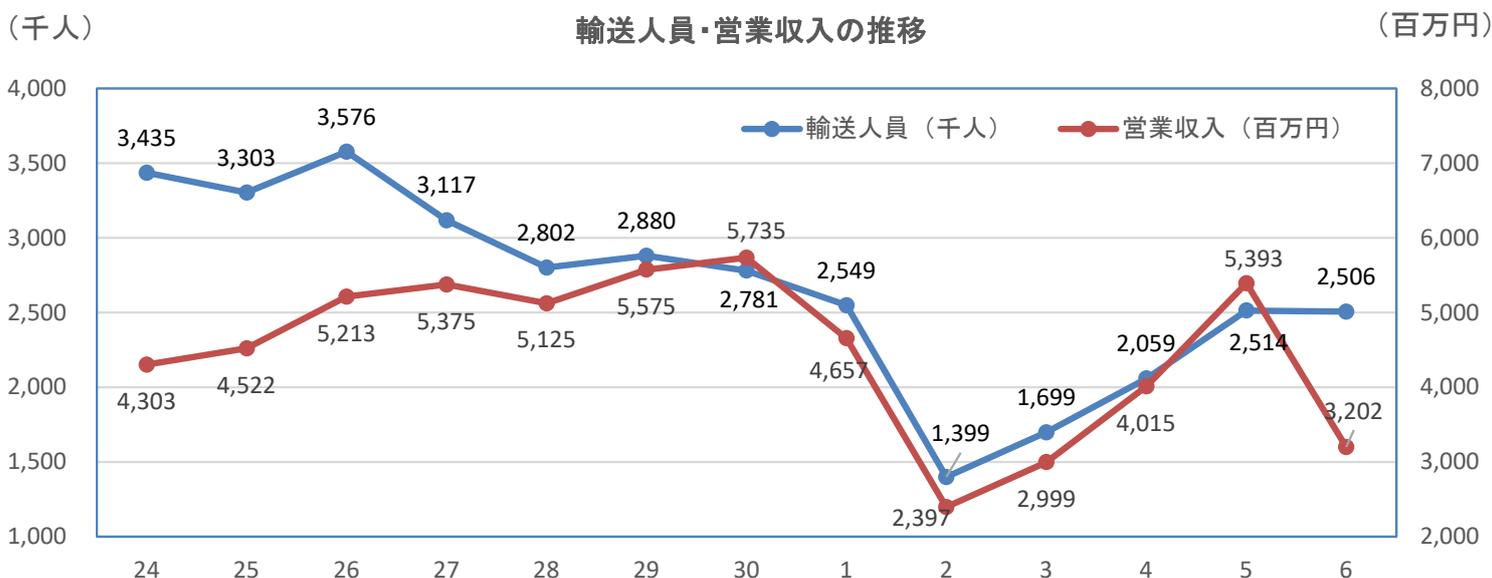
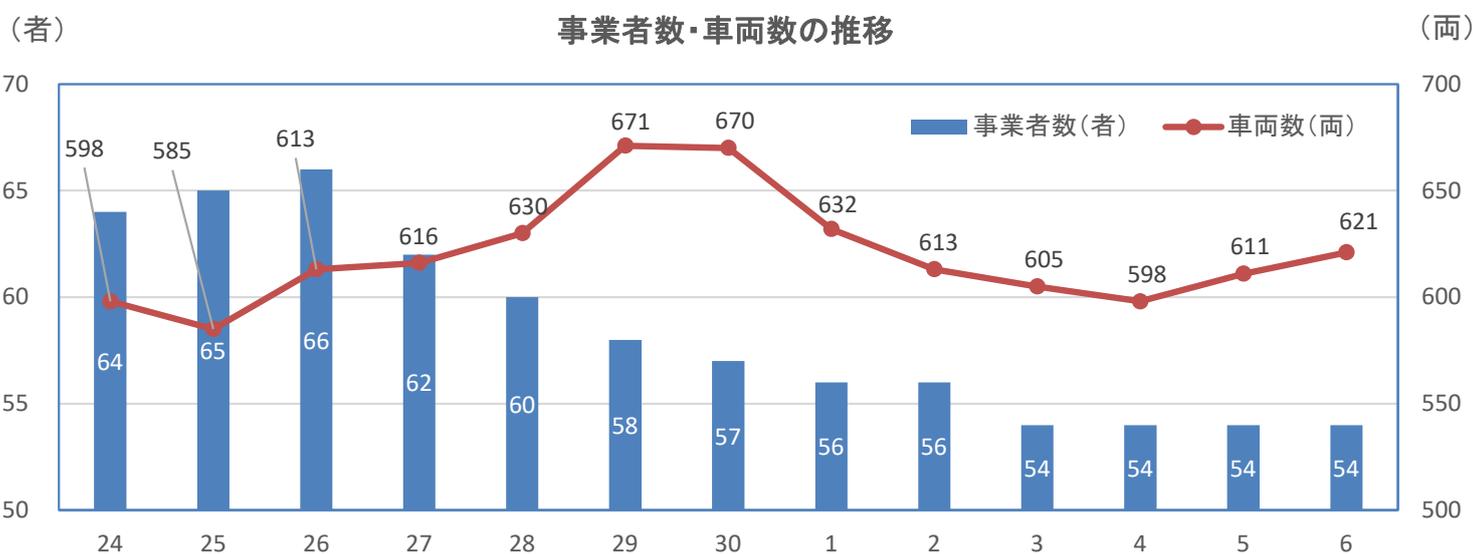
(1)貸切バス輸送の現況

貸切バスの輸送人員については、利用者ニーズの多様化、クルーズ船の寄港回数の増加などを背景に順調に推移していたが、令和2年に新型コロナウイルスの感染拡大による観光ツアーや修学旅行の中止、クルーズ船の寄港停止などの影響を受け、前年度の半分程度にまで落ち込むこととなった。コロナ禍の収束後、輸送人員は徐々に回復し、令和6年度の輸送人員は約250万人となっており、令和元年度とほぼ同水準まで回復している。

(2)近年の制度改正

貸切バスの運賃制度については、需要の季節変動に対応することを想定し、上限額と下限額の幅で運賃を公示していたが、運転手不足の解消や更なる安全投資のための取り組みを着実に実施できるようにするため、令和5年8月25日付で基準額を「下限額」とする公示方法に見直しを実施し、額についても引き上げられることとなった。令和7年11月1日付で公示運賃が見直され、額が引き上げられることとなった。

また、安全管理面については規制の強化が行われ、令和6年4月からは点呼状況の映像・音声の記録・保存の義務化や、アルコールチェックの撮影・保存、デジタル式運行記録計の設置義務化等が実施された。

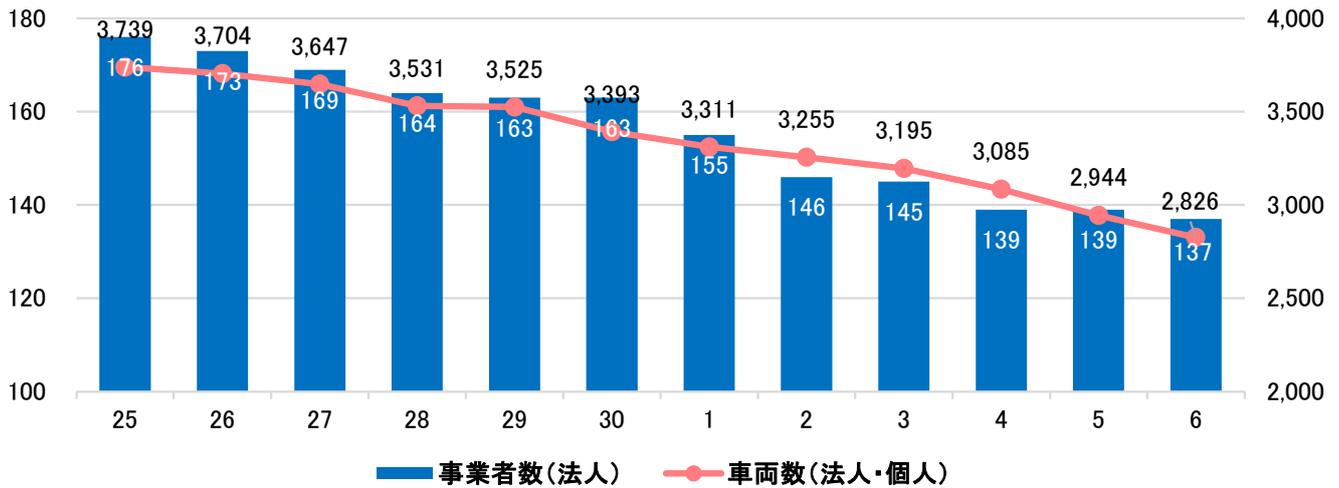


③ タクシー輸送

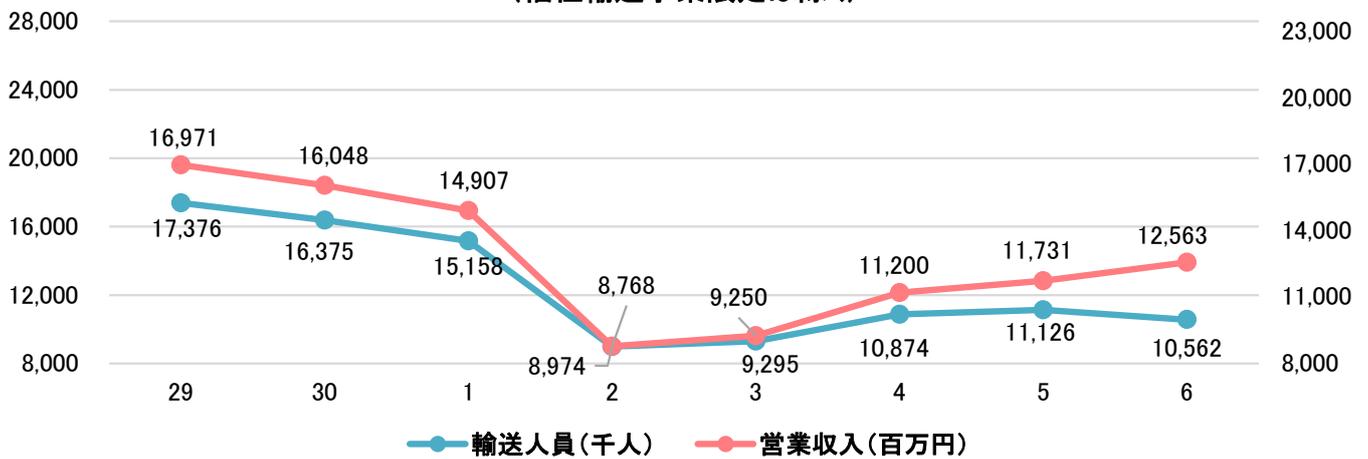
県内のタクシー事業者は、法人が137者、個人が262者、福祉輸送事業限定が182者（令和6年度末）となっている。

令和2年1月からは新型コロナウイルス感染症拡大の影響により輸送人員が低迷し、各社の業績が悪化したため、令和3年8月に運賃改定が行われた。その後も新型コロナウイルスの影響が長期化し、輸送量が回復しない中、燃料価格高騰等による各種費用上昇への対応や運転者の待遇改善のための原資確保を目的として、令和6年4月にも運賃改定が行われた。

事業者数・車両数の推移
(福祉輸送事業限定は除く)



輸送人員・営業収入の推移
(福祉輸送事業限定は除く)



日車営業収入



市郡別	人口 (千人)	一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送限定を除く。)						一車当り 人口	
		事業者数 (※1)			車両数 (※1)				
		法人	個人	計	法人	個人	計		
熊本交通圏	887	49	262	311	1,542	262	1,804	491	
阿蘇交通圏	55	9	-	9	65	-	65	846	
八代交通圏	126	8	-	8	210	-	210	600	
天草交通圏	96	25	-	25	157	-	157	611	
市部	人吉市	28	2	-	2	61	-	61	459
	荒尾市	47	5	-	5	52	-	52	903
	水俣市	21	3	-	3	50	-	50	420
	玉名市	60	3	-	3	53	-	53	1132
	山鹿市	45	6	-	6	62	-	62	725
	菊池市	44	3	-	3	32	-	32	1375
	宇土市	35	2	-	2	22	-	22	1590
	宇城市	54	6	-	6	41	-	41	1317
郡部	下益城郡	8	3	-	3	16	-	16	500
	玉名郡	36	6	-	6	41	-	41	878
	菊池郡	36	3	-	3	46	-	46	782
	上益城郡	37	7	-	7	58	-	58	637
	葦北郡	17	2	-	2	10	-	10	1700
	球磨郡	45	8	-	8	55	-	55	818
	市部合計	513	59	0	59	599	0	599	856
合計	1,677	139	262	418	2,573	262	2,835	591	

・人口は熊本県発表の令和7年4月1日現在推計人口。千人未満は切り捨てて記載。

※事業者数、車両数は、1事業者において複数営業所がある場合、各市郡に計上

熊本県



改正タクシー特措法への対応

- ・平成26年1月
改正タクシー業務適正化特措法施行。
熊本・八代交通圏の2地域を「準特定地域」として指定。
- ・平成27年6月
熊本交通圏が「特定地域」に指定。
- ・平成31年4月
熊本交通圏が「特定地域」の指定解除。
- ・令和6年10月
熊本・八代交通圏の2地域を「準特定地域」の指定解除。

○福祉輸送限定車両保有事業者数

市郡別	事業者数	車両数	市郡別	事業者数	車両数
熊本市	84	114	水俣市	1	2
合志市	5	8	玉名市	9	11
菊陽町	3	4	山鹿市	8	18
益城町	4	11	菊池市	11	16
嘉島町	0	0	宇土市	6	8
阿蘇市	3	7	宇城市	5	7
阿蘇郡	2	3	下益城郡	1	0
八代市	9	13	玉名郡	1	1
八代郡	1	1	大津町	2	2
上天草市	1	1	御船町	0	0
天草市	7	6	甲佐町	0	0
天草郡	0	0	山都町	0	0
人吉市	4	3	葦北郡	4	7
荒尾市	6	7	球磨郡	4	3
合計		182	合計		253

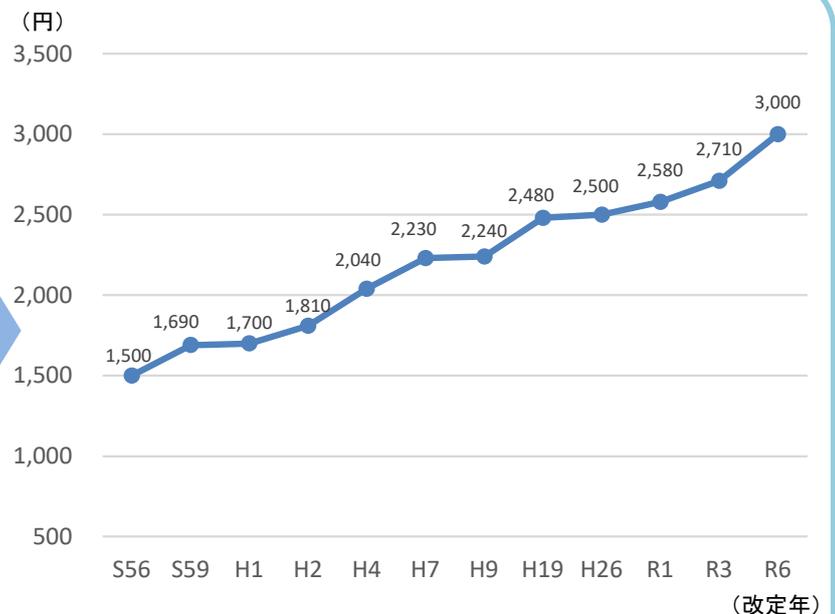
※事業者数、車両数は、1事業者において複数営業所がある場合、各市郡に計上

○運賃の変遷

右のグラフは熊本駅から熊本運輸支局(走行距離:約9km)へタクシーを利用した場合にかかる運賃額を表したもの。

・期間:昭和56年～令和6年

改定年	初乗距離(km)	初乗運賃額(円)	加算距離(m)	加算額(円)
S56	1.5	380	480	70
S59	1.5	410	490	80
H1	1.5	420	475	80
H2	1.5	450	445	80
H4	1.5	510	442	90
H7	1.5	550	366	80
H9	1.5	560	359	80
H14	1.5	560	359	80
H19	1.5	640	335	80
H21	1.5	640	335	80
H26	1.5	660	327	80
R1	1.473	660	321	80
R3	1.3	630	301	80
R6	1.3	700	347	100



熊本駅から熊本運輸支局(約9km)までタクシーを利用した場合の運賃額は、40年で大きく変化している。昭和56年は1,500円だったが、その後は段階的に上昇し、平成に入り1,700～2,500円となり、令和に入るとさらに運賃額が上昇し、令和6年には3,000円となった。こうした改定は、サービス水準維持と働き手不足解消のためには重要な施策であり、持続的な地域交通を支える役割を担っている。

(2) 自家用有償旅客運送

(1) 登録制度の創設

市町村バスやNPO等によるボランティア有償運送については、バス、タクシー事業者によっては十分な運送サービスが提供されない場合に、地域の足を確保する重要性にかんがみ、公共の福祉を確保する観点から、従来、自家用自動車による有償運送の例外許可が行われてきたところである。

こうした運送サービスがより一層安全・安心なものとして利用者に提供されるよう、平成18年10月の道路運送法改正により自家用自動車による有償運送の法律上の位置付けが明確化され、実際の運行形態を踏まえて、新たに登録制度が創設された。

(2) 制度の改正

制度創設当初は実施主体と運送目的により運送の種別が分けられていたが、令和2年11月の道路運送法改正により運送目的を基準とした種別に見直されたほか、所要の改正が行われた。

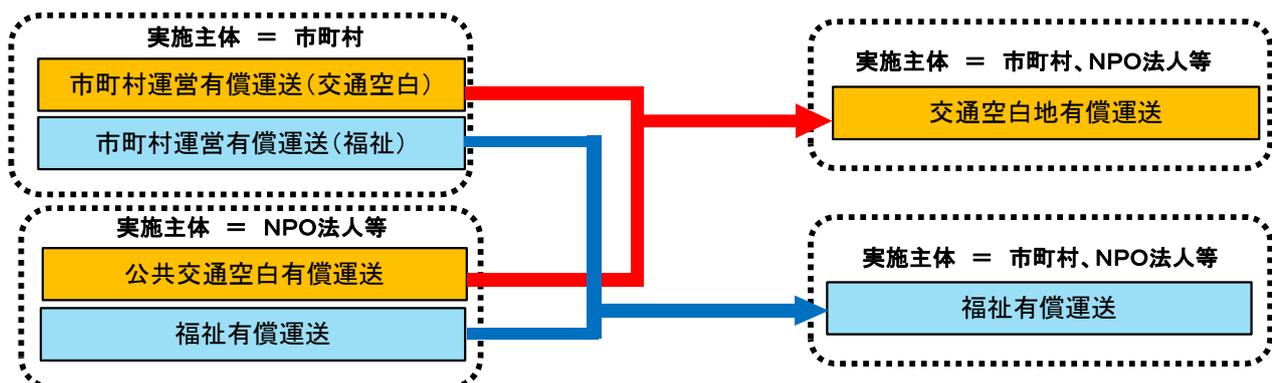
また令和5年度から令和6年度にかけては自家用有償旅客運送制度について更なる運用改善が行われ、熊本県内の複数の自治体においても地域住民や観光客の移動の足の不足という課題を解消するための手段として、自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)の導入が検討・実施されている。

【令和2年度の主な改正内容】

・自家用有償旅客運送の種別の見直し

(改正前)

(改正後)



・事業者協力型自家用有償旅客運送制度の創設

運行管理や車両の整備管理についてバス・タクシー事業者が協力する制度が創設され、これにより市町村等の運送主体においては、バス・タクシー事業者が運行に関して有する専門的ノウハウを自家用有償旅客運送に活用することが可能となった。

【令和5年度以降の主な改正内容】

・運送の対価の目安の見直し

運送の対価について従来は地域のタクシー運賃の1/2の範囲内が目安とされていたが、運送に要する実費を収受するという観点から、地域のタクシー運賃の約8割を目安とする内容に改正された。

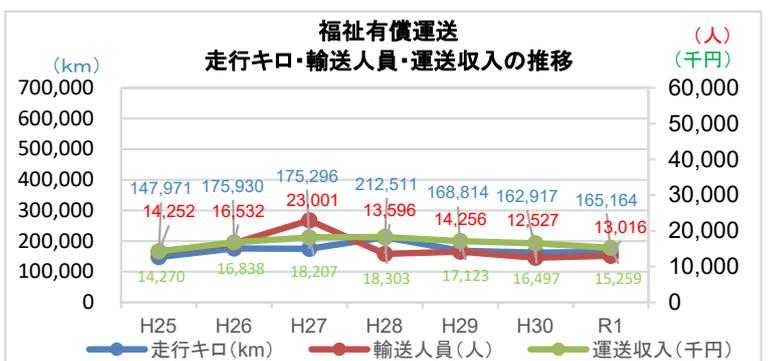
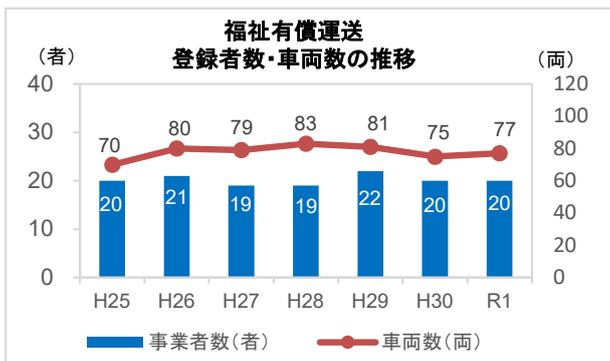
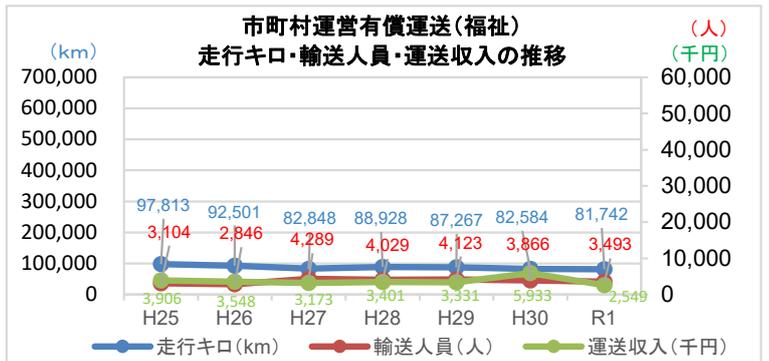
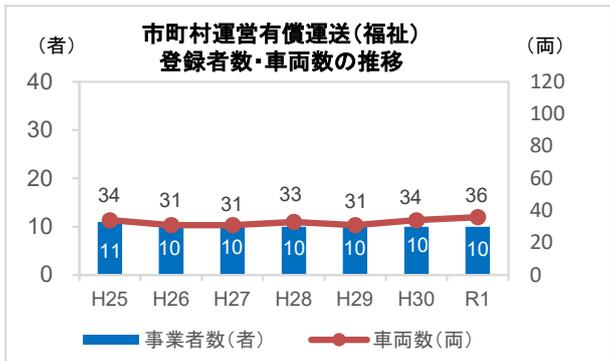
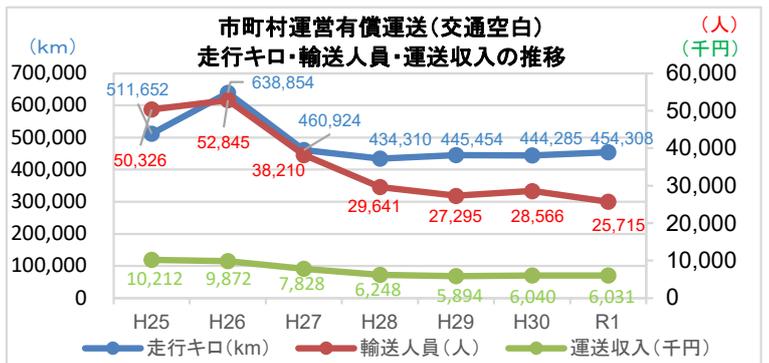
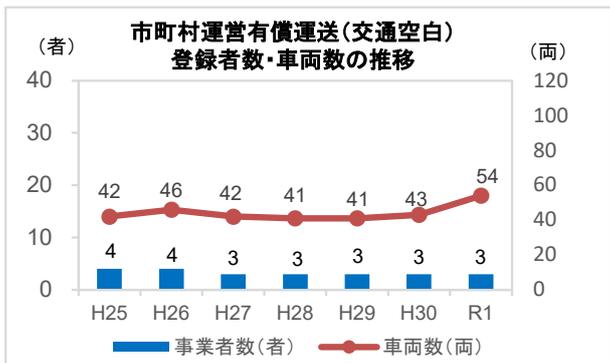
・タクシーとの共同運営の仕組みの構築

タクシーサービスの補完として自家用有償旅客運送を活用するため、タクシーと自家用有償旅客運送の一体的な配車サービスにより、タクシーが配車できない場合に自家用有償旅客運送を配車することを可能とする仕組みが構築された。

・地域公共交通会議の運営手法の見直し

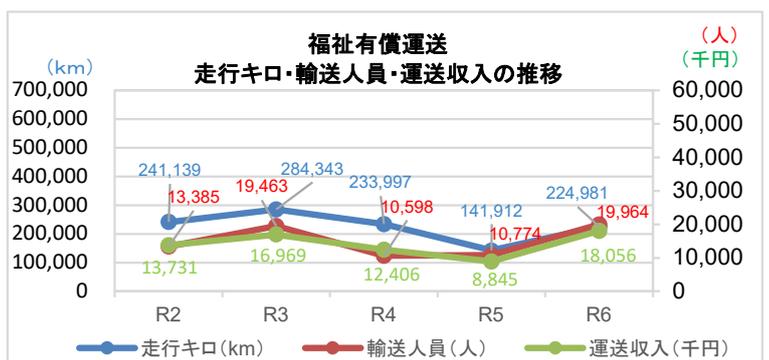
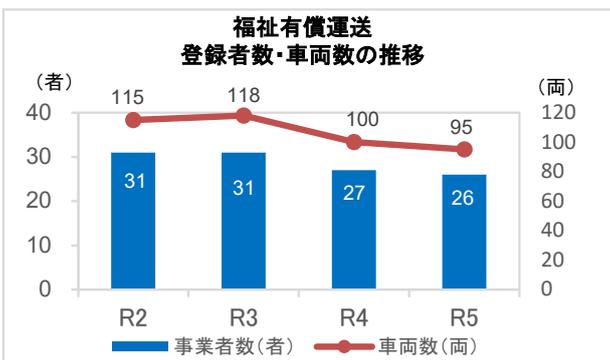
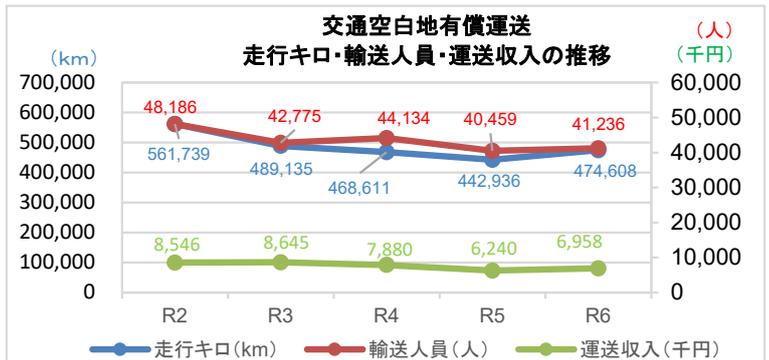
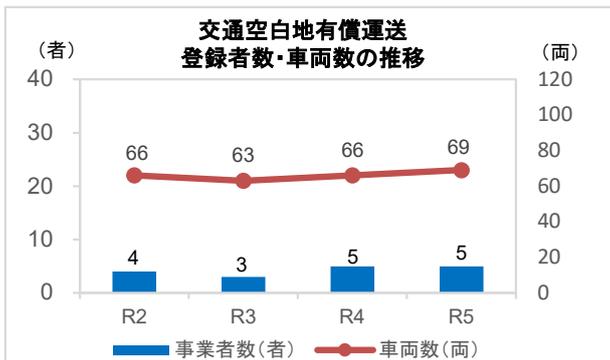
自家用有償旅客運送の導入について会議に諮る際、従来は導入までに6か月程度の期間を要していたが、首長の判断により最短2か月程度の協議で導入することが可能となった。

自家用有償旅客運送登録者の輸送実績の推移(H25年度～R1年度)



※公共交通空白有償運送については登録者なし

自家用有償旅客運送登録者の輸送実績の推移(R2年度～)※法改正後

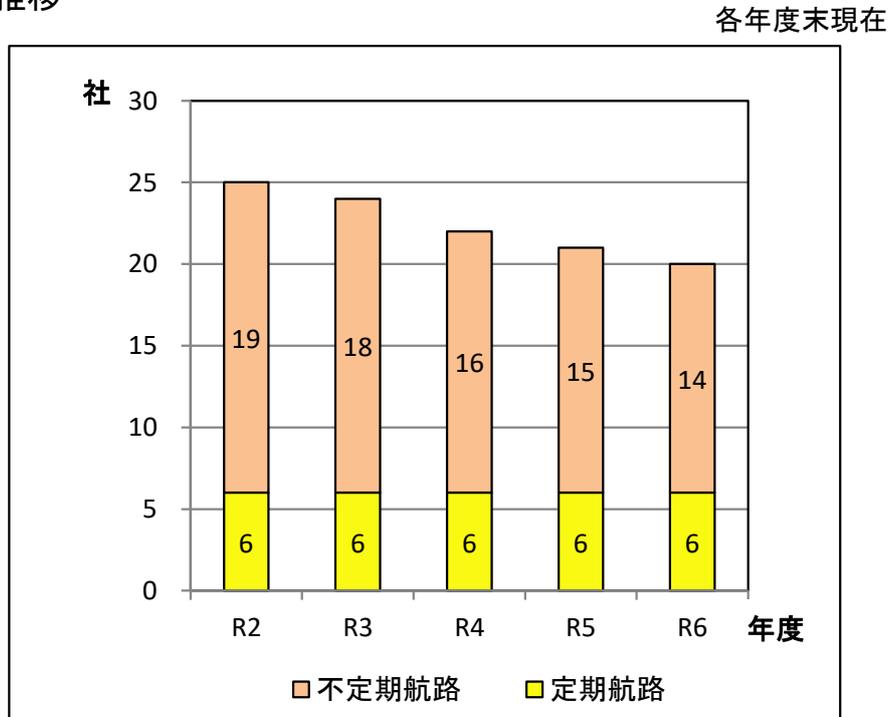


(3) 旅客船輸送の概況

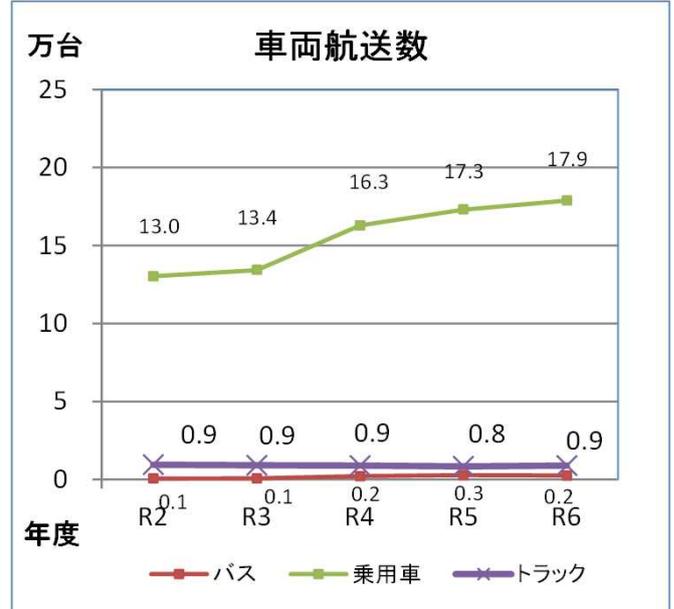
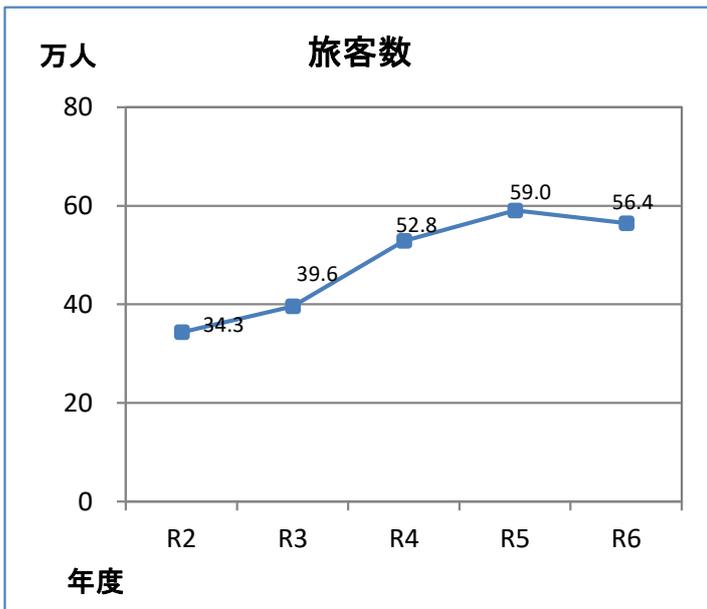
県内の旅客航路事業者は、令和6年度末現在、一般旅客定期航路事業者が6事業者10航路、旅客不定期航路事業者が14事業者17航路、合計20事業者(実事業者16)27航路である。

一般旅客定期航路事業は、短距離航路が多いのが特徴であり、島原半島、鹿児島県北西部、天草の離島を結ぶ重要な航路である。また、旅客不定期航路事業は、主に天草諸島の遊覧やイルカウォッチングの観光航路である。令和6年度は、コロナ禍前の令和元年度と比較して9割程度まで回復してきている。

○旅客船事業数の推移



○旅客定期航路事業の輸送実績の推移



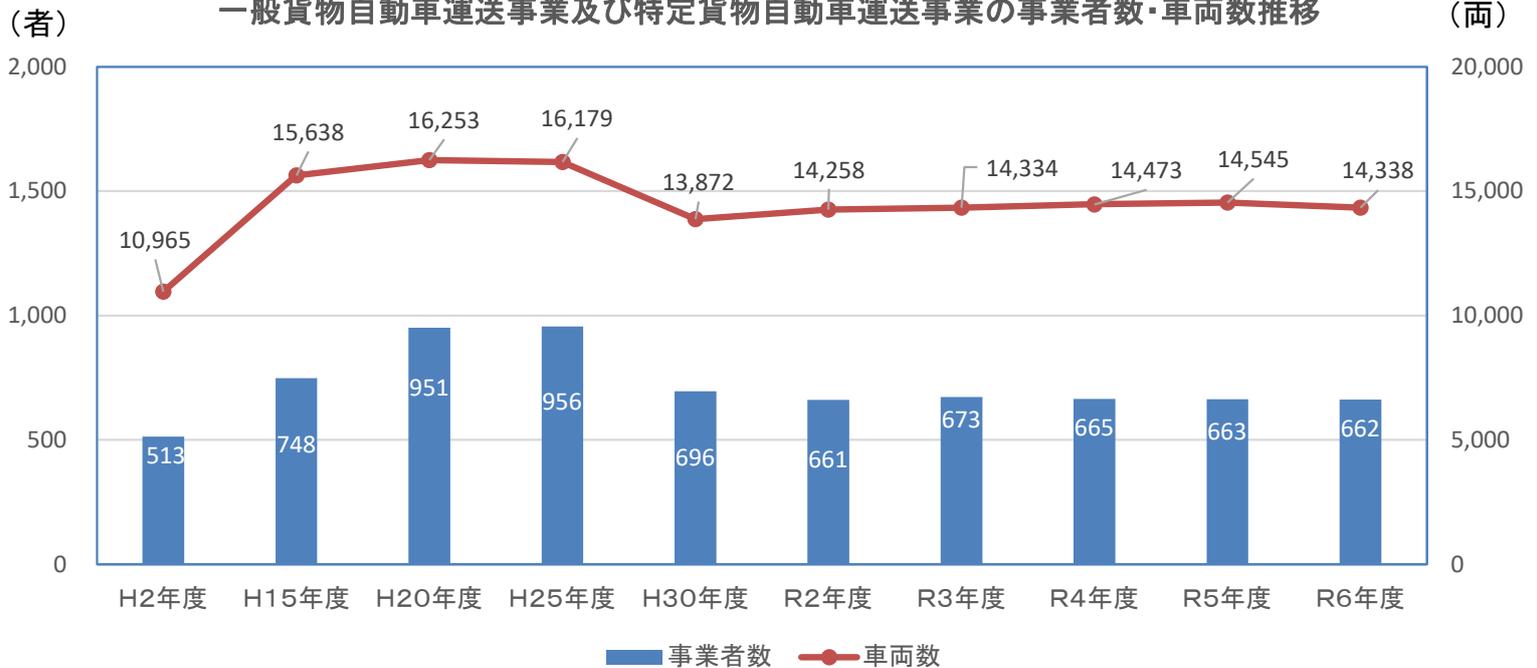
年度	旅客(人)	バス(台)	乗用車(台)	トラック(台)	その他(台)
R2	343,295	634	130,361	9,474	2,254
R3	395,956	726	134,333	9,161	2,114
R4	528,479	2,110	162,873	8,893	2,885
R5	590,389	2,793	173,075	8,389	2,915
R6	564,402	2,498	178,846	8,972	3,214

3. 物流関係業務の概況

(1) 貨物自動車運送事業

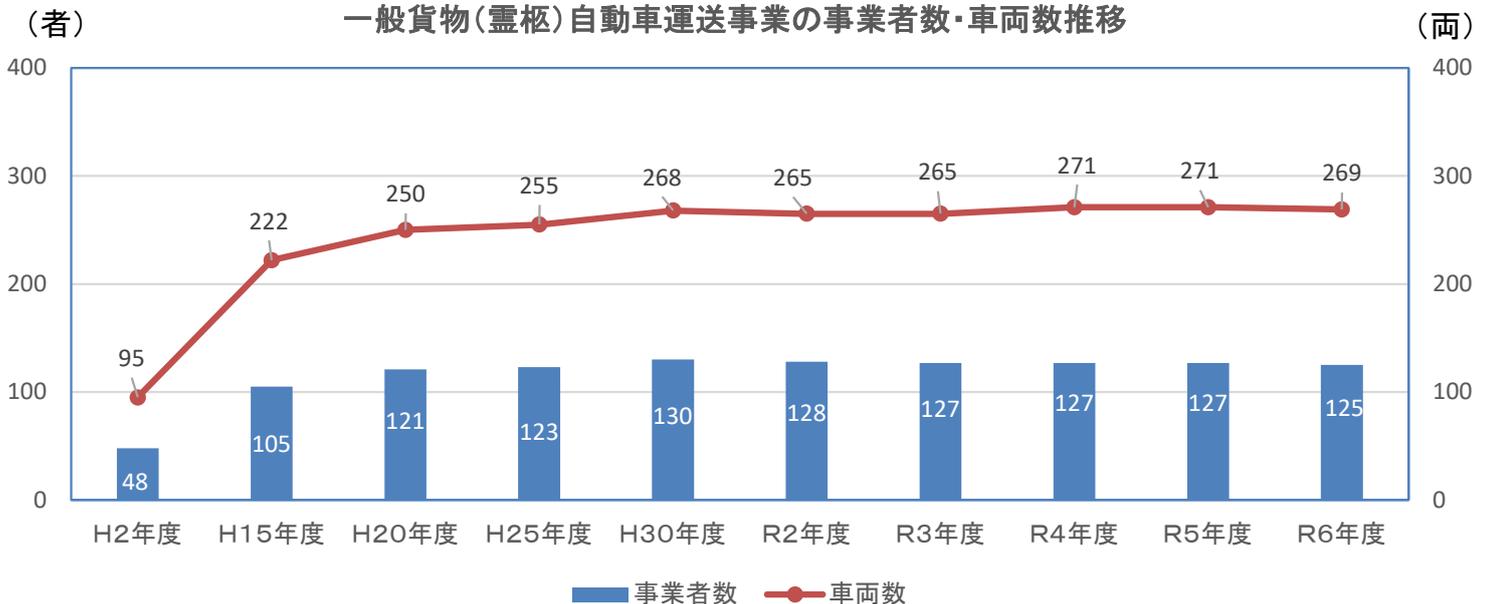
令和6年度末時点の県内のトラック事業者は、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者を合わせて662者、14,338両となっている。令和6年度に新たに許可を取得した一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は9者、事業を廃止した事業者は10者であり、令和5年度と比較して、事業者数はほぼ横ばい、車両数はやや減少している。

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業者数・車両数推移



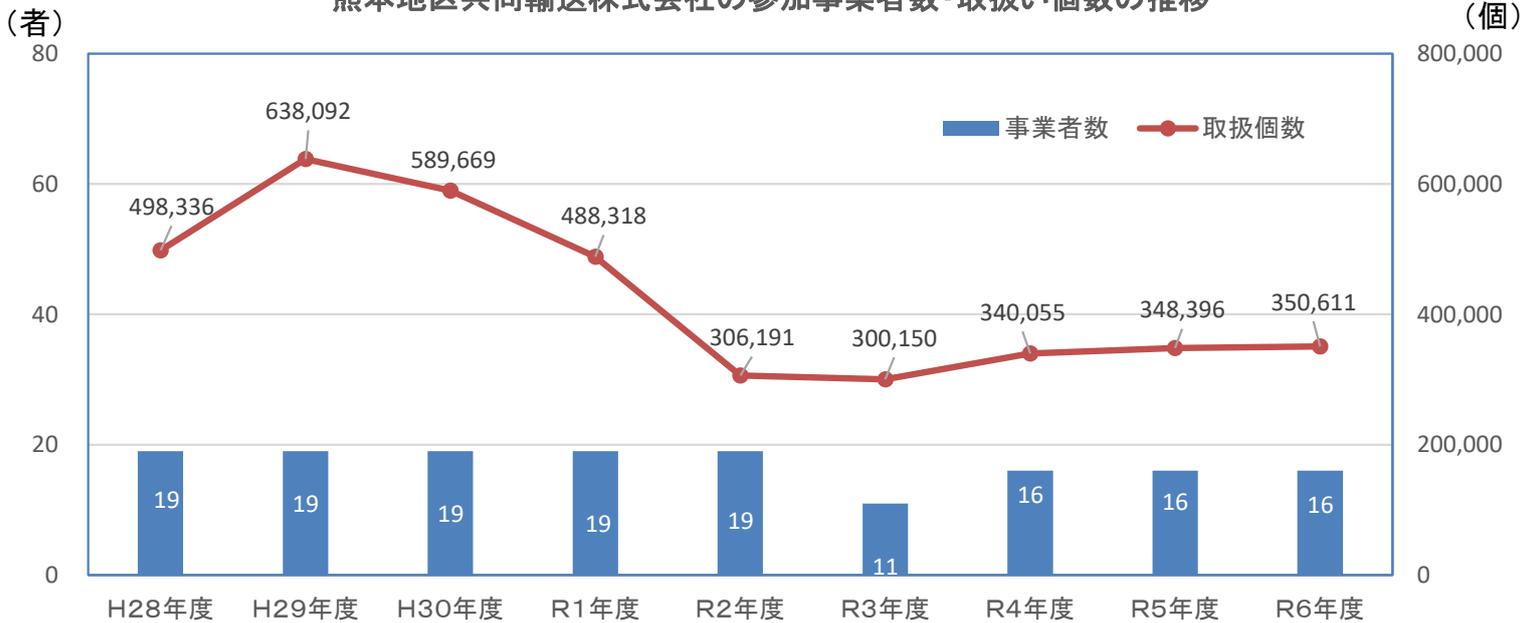
令和6年度末時点の県内のトラック事業者(霊柩)は、125者、269両となっている。令和6年度に新たに許可を取得した事業者は0者、事業を廃止した事業者は2者であり、令和5年度と比較して、事業者数及び車両数はやや減少している。

一般貨物(霊柩)自動車運送事業の事業者数・車両数推移



熊本地区共同輸送株式会社は、熊本中心市街地区の物流円滑化のための方策として、運送事業者20社、地元金融機関2社の共同出資により、平成11年8月に設立された。

熊本地区共同輸送株式会社の参加事業者数・取扱い個数の推移



「トラック・物流荷主特別対策室(通称:トラック・物流Gメン)」の活動



令和5年7月21日に創設されたトラックGメン(現在は名称を変え、トラック・物流Gメン)は、令和6年度末時点実績で九州管内で要請を8件、働きかけを167件実施している。

また、運送事業者及び荷主企業への訪問活動に加え、宮原SA(上り・下り)においてドライバーヒアリングを実施し、荷待ちの状況や付帯作業等の現状についてトラックドライバーよりヒアリングを行っている。

トラック・物流Gメンは、引き続きトラック事業者や元請け・荷主に対するヒアリングを行い、物流現場の意見や商慣行などによる問題点を把握、収集した情報を活用した課題解決、物流効率化のための啓発に繋げ、持続可能な物流を維持することを目指している。

トラック事業者向けの物流関連2法改正の説明会

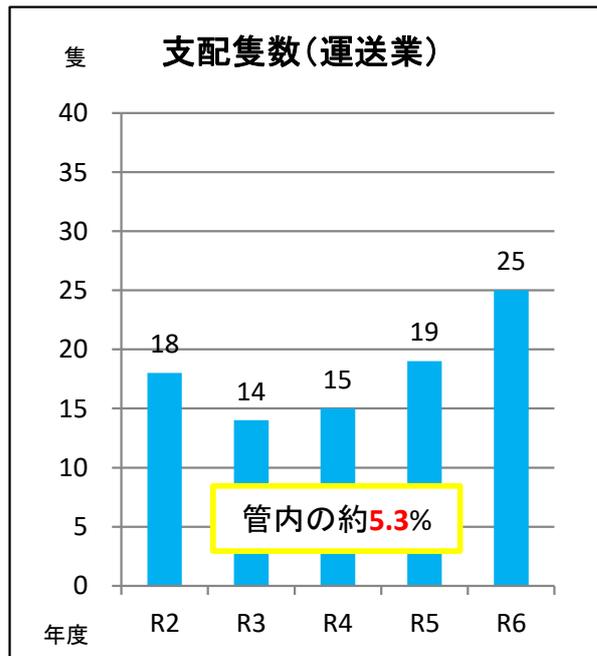
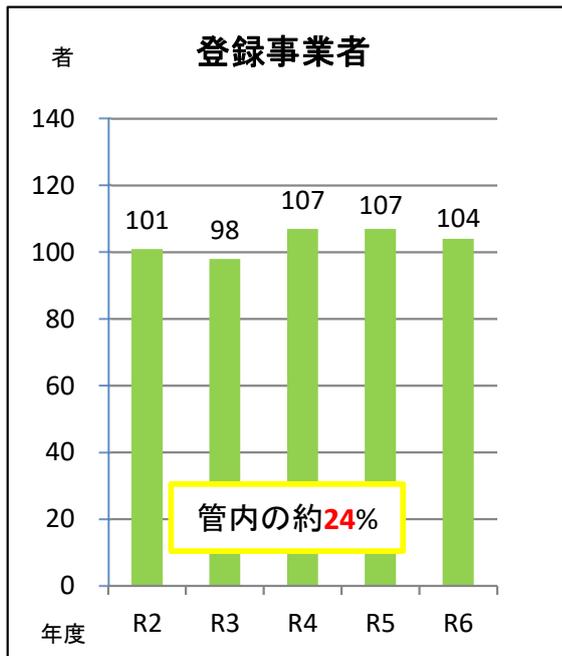


令和7年4月に施行された物流2法(「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」及び「貨物自動車運送事業法」)の改正を踏まえ、県内トラック協会の会員事業者を対象として、4月から12月にかけて県内各地域において計14回の説明会を実施し、延べ433事業者・556名の参加があった。

今回の改正は、商慣行の見直し、荷待ち・荷役時間の削減、積載効率の向上に加え、多重下請構造の是正や適正運賃の確保等を目的としている。これら改正目的や事業者が取り組むべき内容について対面形式で説明を行い、質疑応答も交えながら、事業者の理解を深める機会となった。

(2) 内航海運事業の概況

県内の内航海運事業者数の推移は下表のとおり。令和7年3月末の登録事業者数は九州管内で最も多い104事業者(運送業14者、船舶貸渡業63者、船舶管理業27者)割合だと約24%である。支配隻数は九州管内の約5.3%だが、所有隻数で見ると約18%と九州管内で最も多い。特徴としては、個人事業者を含めた資本金1千万円未満の事業者が約7割を占めており、その多くが上天草市(大矢野町、松島町、龍ヶ岳町)、宇城市(三角町)に集中している。



(注) 休止事業者を除いた事業者数

(3) 港湾運送事業の概況

○港湾運送と荷役実績について

県内の港湾運送事業法の指定港湾は、三角港、八代港、水俣港の3港で、令和6年度末現在、事業者数は11社である。

3港の令和6年度の港湾荷役実績は319.22万トンで対前年比0.5%(1.58万トン)の増加であった。

各港の主要取扱貨物として、三角港は鉄鋼、八代港は穀物・コンテナ、水俣港は化学肥料・原木などである。

八代港においては、国際コンテナ航路の新規開設・増便や国際コンテナ航路を利用して輸出入を行った荷主企業への助成事業を実施している。



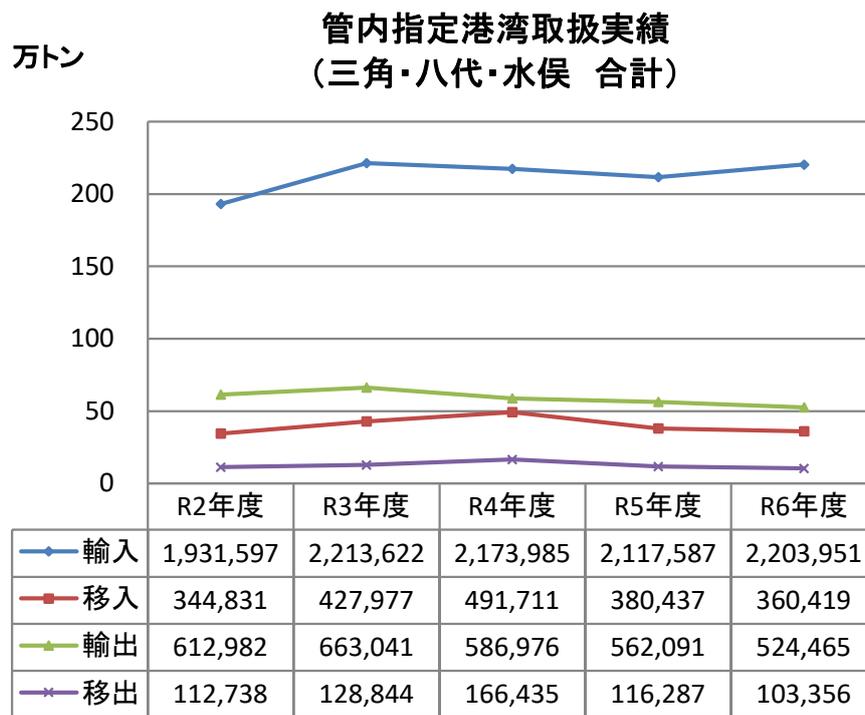
三角港



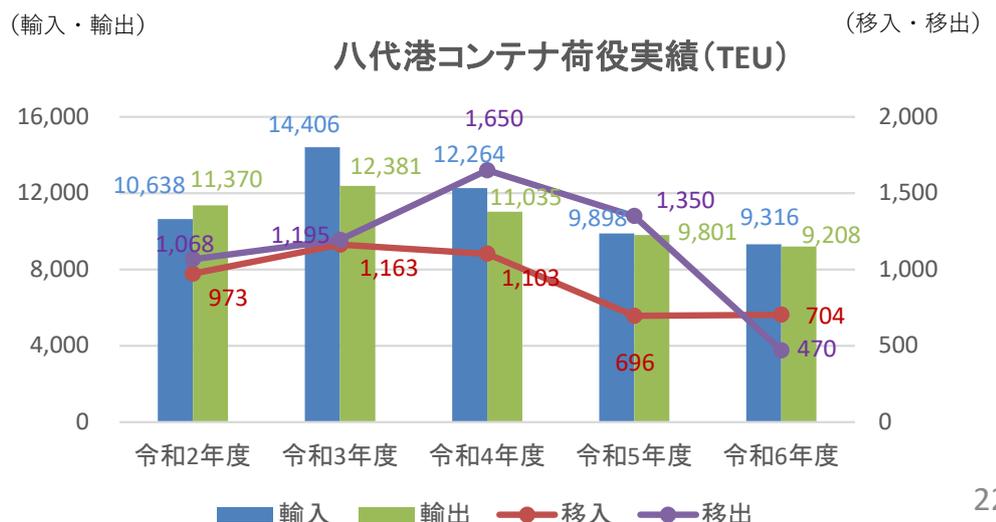
八代港



水俣港



八代港コンテナターミナルと蔵置状況



(4) 倉庫業

①普通倉庫受寄物年間入庫高の推移

単位：トン

年 度	H15	20	25	R1	R2	R3	R4	R5	前年度比(%)
農水産品	556,352	555,076	498,336	524,308	821,963	611,803	606,479	581,676	95.9
金属	190,923	342,155	224,480	304	187	317	8,272	7,001	84.6
金属製品機械	23,035	18,008	20,630	37,183	40,522	65,797	118,335	135,931	114.9
窯業品	0	481	1,316	0	0	0	0	0	-
化学工業品	48,919	71,733	89,398	104,706	115,316	164,798	148,473	166,410	112.1
紙パルプ	125,853	207,198	225,273	185,352	188,907	176,310	196,729	231,841	117.9
繊維工業品	727	780	5,263	18,755	17,264	22,454	11,838	5,397	45.6
食料工業品	213,099	241,237	162,584	216,999	161,359	187,025	200,803	154,031	76.7
雑工業品	21,874	13,908	34,285	79,336	71,464	92,985	98,445	109,177	110.9
雑品	237,728	171,369	150,425	209,879	221,066	235,253	235,442	239,745	101.8
合計	1,418,510	1,621,945	1,411,990	1,293,968	1,376,822	1,556,742	1,624,816	1,631,209	100.4

②普通倉庫受寄物平均月末保管残高の推移

年 度	H15	20	25	R1	R2	R3	R4	R5	前年度比(%)
農水産品	121,917	106,469	110,634	92,921	96,904	102,909	106,682	99,474	93.2
金属	15,184	32,980	19,806	86	97	84	1,931	3,200	165.7
金属製品機械	4,838	3,393	3,649	3,661	4,215	5,685	10,086	13,382	132.7
窯業品	0	188	225	0	0	0	0	0	-
化学工業品	5,520	9,468	14,598	13,662	15,388	16,631	20,566	23,408	113.8
紙パルプ	9,291	15,536	17,465	13,614	13,997	10,564	14,526	20,583	141.7
繊維工業品	109	93	776	1,124	1,492	1,568	1,613	868	53.8
食料工業品	14,982	12,632	9,168	11,349	9,788	10,544	11,792	11,122	94.3
雑工業品	4,532	4,450	4,578	7,722	7,468	7,266	8,235	9,787	118.9
雑品	24,431	23,145	15,953	21,124	18,507	18,080	17,894	21,221	118.6
合計	200,804	208,354	196,852	165,263	165,263	173,331	193,326	203,045	105.0

③冷蔵倉庫受寄物年間入庫高の推移

年 度	H15	20	25	R1	R2	R3	R4	R5	前年度比(%)
生鮮水産物	2,882	2,761	1,900	1,713	1,343	1,113	1,194	1,495	125.2
冷凍水産物	19,333	22,441	14,129	13,626	10,024	7,829	8,410	9,795	116.5
塩干水産物	10,240	13,798	9,360	8,052	5,475	3,329	4,468	4,088	91.5
水産加工品	3,806	3,562	1,642	1,337	1,431	1,467	1,160	1,079	93.0
畜産物	21,161	13,237	11,273	10,019	8,546	7,756	7,556	9,285	122.9
畜産加工品	3,083	5,693	5,003	16,257	15,395	17,484	10,733	11,808	110.0
農産物	8,706	6,294	9,404	10,433	9,586	10,390	8,809	8,041	91.3
農産加工品	13,362	12,500	16,165	9,924	6,388	6,839	6,867	7,933	115.5
冷凍食品	21,524	16,420	12,347	9,279	8,707	10,315	13,463	14,064	104.5
その他	1,859	5,529	12,018	16,155	17,018	14,877	10,927	9,980	91.3
合計	105,956	102,235	93,241	96,795	96,795	81,399	73,587	77,568	105.4

④冷蔵倉庫受寄物平均月末保管残高の推移

年 度	H15	20	25	R1	R2	R3	R4	R5	前年度比(%)
生鮮水産物	20	15	37	9	9	9	9	7	77.8
冷凍水産物	3,341	4,722	3,222	3,693	2,904	1,891	1,949	1,730	88.8
塩干水産物	1,300	3,883	2,615	2,783	2,903	2,372	2,299	1,975	85.9
水産加工品	344	349	122	196	206	375	380	203	53.5
畜産物	2,614	1,127	1,133	1,167	755	1,179	1,180	856	72.6
畜産加工品	638	860	1,056	2,437	2,321	2,505	1,924	1,300	67.6
農産物	2,715	2,288	1,877	2,770	2,409	2,098	1,490	1,028	69.0
農産加工品	3,894	5,796	6,841	4,061	4,396	3,831	3,780	2,778	73.5
冷凍食品	1,490	1,452	927	766	790	738	1,120	805	71.9
その他	659	421	383	440	535	429	181	111	61.5
合計	17,015	20,913	18,213	18,322	18,322	15,427	14,310	10,793	75.4

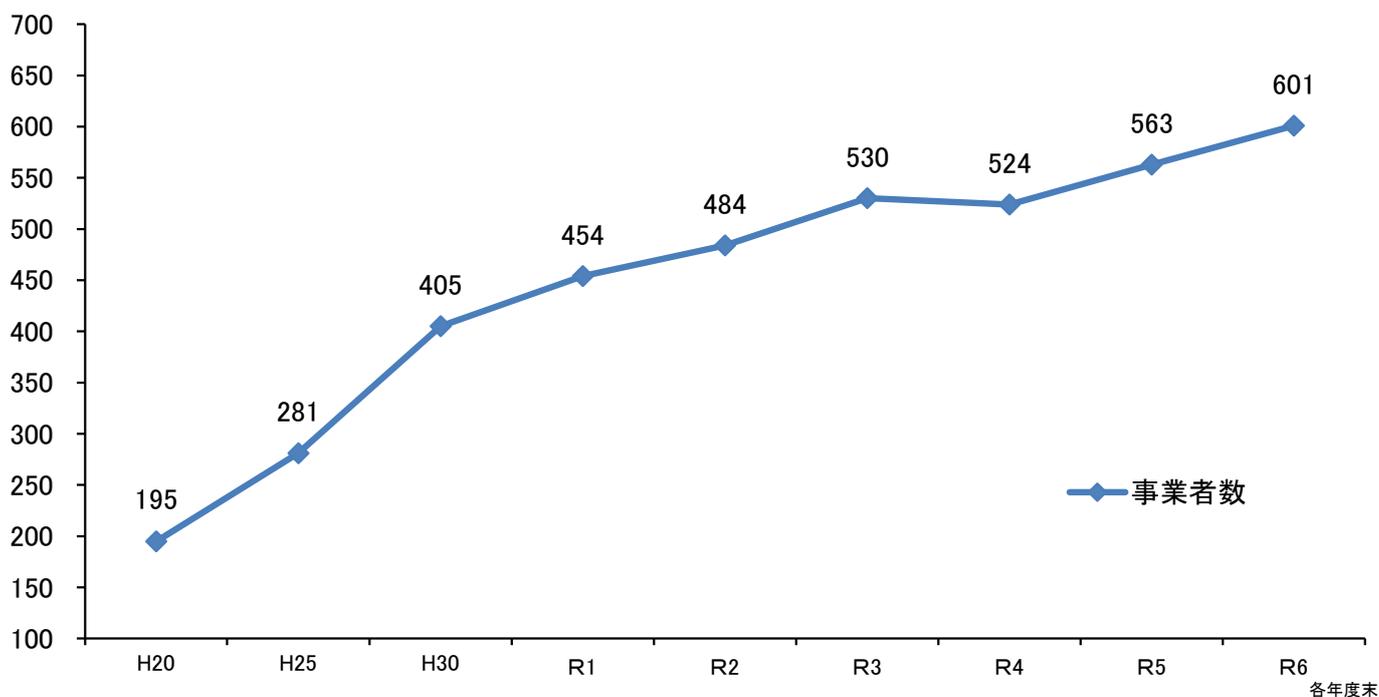
4. その他輸送関係事業の概況

レンタカー事業

レンタカーは、観光・レジャーのみならず、ビジネスや引越、建設・工事用車両の利用に至るまで幅広く活用されており、所有からシェアへと移行するライフスタイルの変化を背景にカーシェアリングの普及も進み、あらゆる場面での利用が拡大している。こうした利用形態の多様化を踏まえ、レンタカー事業は国内の経済活動を支える重要な役割を果たしている。

近年は、コロナ禍からの回復を受けて人流増加が顕著であり、ビジネスや観光需要の拡大に伴い、今後のレンタカー需要は一層増加が見込まれている。加えて、自動車整備工場などが修理代車として有償で顧客に貸渡すために許可を取得することも多く、レンタカー事業者数は増加傾向となっている。

そのような中、国土交通省では、ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業による多言語化への対応等の取組支援を通じて、訪日外国人旅行客がストレスなく快適に利用できる環境整備を進めている。



5. 自動車登録の概況

【登録の目的】

自動車の登録制度は、「所有権の公証により、第三者に対する対抗要件を付与することを目的とした「民事登録」と、各種行政上の目的（保有実態把握・犯罪防止・徴税・リサイクル関係・Nox・PM対策など）をもつ「行政登録」からなる。

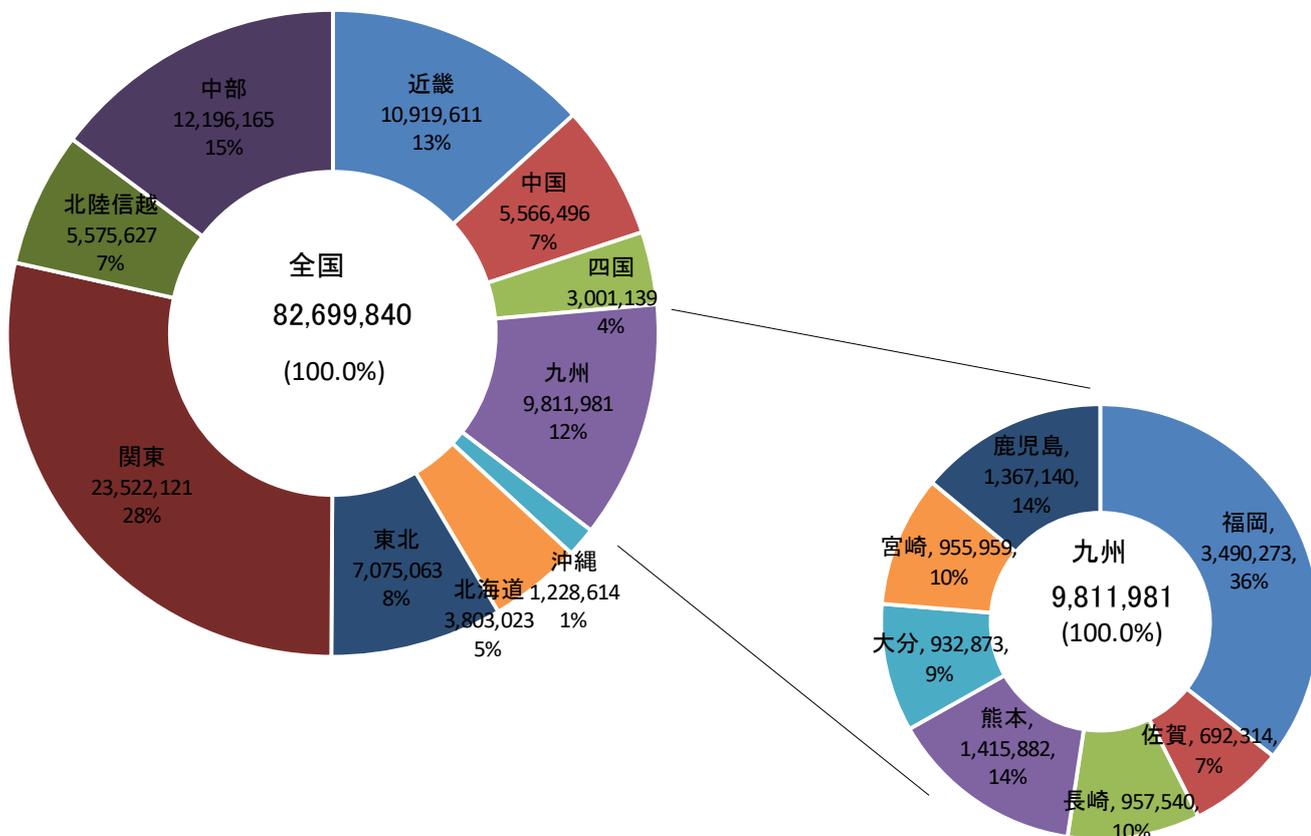
【保有車両数の動向】

当県における保有車両数は、昭和30年には1.9万台（0.7万台）であったが、昭和35年頃から急激に増加し昭和60年には約40倍の76.4万台（22.6万台）、平成19年には約68倍の130万台を超え、最近数年間は横ばいで推移しており、令和7年3月末現在では141.5万台（68.6万台）となっている。

全国ベースでの令和7年3月末現在の保有車両数は8,269,840であり、下図に示すとおり、当県は全国の1.7%を占め、また、九州管内においては、九州7県のうち福岡県に次ぐ保有車両数となっている。なお、現在、軽自動車の割合が増加しており、二輪を除く保有自動車数のうち、48.5%は軽自動車が占めている。

（注）（ ）内は内数で軽自動車保有車両数

全国及び九州の保有車両数(令和7年3月末現在)



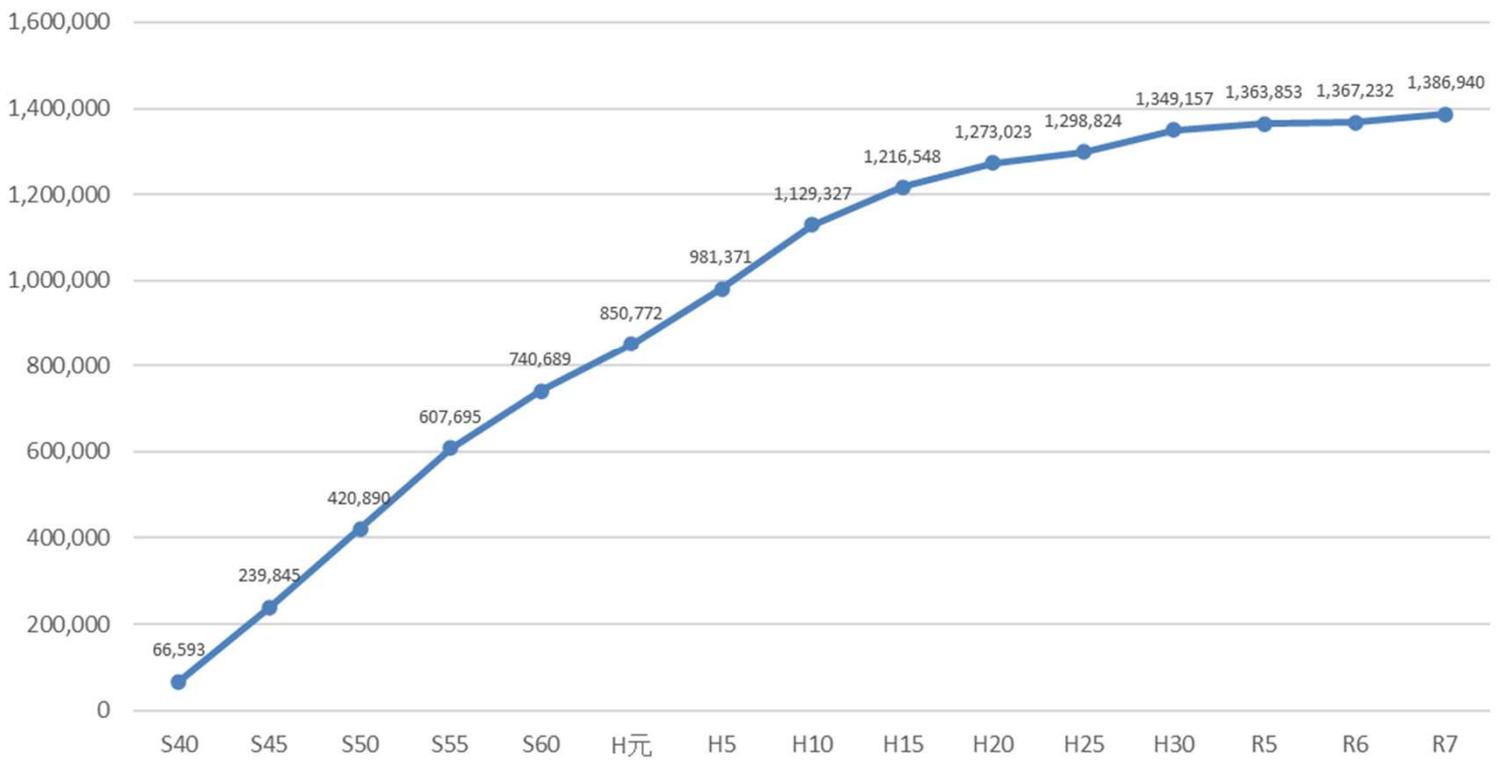
※（ ）内は全国比率

熊本県における車種別保有自動車数の推移(各年3月末)

年	貨物		乗合		乗用		特種(殊)		小二		軽四(含三)		軽二		合計	
	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数
S40	29,786	100.0	1,351	100.0	11,094	100.0	1,153	100.0	705	100.0	23,209	100.0	23,031	100.0	90,329	100.0
S45	78,409	263.2	2,380	176.2	52,915	477.0	2,877	249.5	1,588	225.2	103,264	444.9	9,136	39.7	250,569	277.4
S50	111,471	374.2	2,994	221.6	160,523	1446.9	7,063	612.6	3,909	554.5	138,839	598.2	8,198	35.6	432,997	479.4
S55	140,428	471.5	3,221	238.4	318,482	2870.8	11,393	988.1	4,794	680.0	134,171	578.1	7,773	33.8	620,262	686.7
S60	134,492	451.5	3,276	242.5	376,420	3393.0	14,246	1235.6	9,740	1381.6	212,255	914.5	14,198	61.6	764,627	846.5
H元	133,665	448.8	3,588	265.6	409,143	3688.0	16,887	1464.6	11,640	1651.1	287,489	1238.7	19,803	86.0	882,215	976.7
H5	136,509	458.3	3,794	280.8	485,830	4379.2	20,118	1744.8	11,590	1644.0	335,120	1443.9	21,847	94.9	1,014,808	1123.5
H10	136,757	459.1	3,922	290.3	587,513	5295.8	21,209	1839.5	14,692	2084.0	379,926	1637.0	18,774	81.5	1,162,793	1287.3
H15	123,327	414.0	3,924	290.5	610,705	5504.8	25,019	2169.9	16,283	2309.6	453,573	1954.3	17,772	77.2	1,250,603	1384.5
H20	115,464	387.6	3,909	289.3	587,077	5291.8	24,326	2109.8	18,343	2601.8	542,247	2336.4	18,520	80.4	1,309,886	1450.1
H25	100,095	336.0	3,847	284.8	563,764	5081.7	23,381	2027.8	20,931	2968.9	607,737	2618.5	17,090	74.2	1,336,845	1480.0
H30	100,804	338.4	3,842	284.4	564,857	5091.6	24,712	2143.3	23,090	3275.2	654,942	2821.9	15,550	67.52	1,387,797	1536.4
R5	101,858	342.0	3,384	250.5	566,721	5108.4	26,092	2263.0	27,664	3924.0	665,798	2868.7			1,391,517	1540.5
R6	101,824	341.9	3,354	248.3	568,005	5119.9	26,203	2272.6	28,537	4047.8	667,846	2877.5			1,395,769	1545.2
R7	100,893	338.7	3,317	245.5	569,349	5132.0	26,454	2294.4	28,942	4105.2	686,927	2959.7			1,415,882	1567.5

注)軽二輪は集計方法が異なるため、都道府県別・車種別自動車保有台数にある数値と異なる。令和2年3月末以降の軽二輪の車両数は精査中。

熊本県における保有自動車数の推移(各年3月末)



注)保有自動車数は二輪を除く車両数

市郡別・車種別保有車両数

令和7年3月末現在

区分 市郡別	貨物			乗合	乗用		特種用途	大型特殊	小型二輪	軽自動車	合計
	普通	小型	被けん引		普通	小型					
熊本市	11,522	23,453	466	1,008	137,637	111,392	7,648	1,054	11,923	220,022	526,125
八代市	3,128	4,352	330	201	19,386	17,312	2,016	388	1,714	49,306	98,133
人吉市	768	873	42	93	4,798	4,408	457	121	384	13,760	25,704
荒尾市	718	1,242	74	50	7,827	7,054	414	78	951	20,139	38,547
水俣市	347	483	25	65	3,160	3,262	239	107	296	9,381	17,365
玉名市	1,386	2,478	47	160	11,332	9,567	761	92	1,188	28,882	55,893
山鹿市	1,269	1,990	130	158	8,243	7,518	665	157	937	25,297	46,364
菊池市	1,582	2,256	228	124	8,453	7,255	825	158	988	23,303	45,172
宇土市	1,125	1,270	98	25	6,683	5,348	508	57	503	16,334	31,951
上天草市	385	552	12	59	3,904	3,783	309	115	325	10,077	19,521
宇城市	1,584	2,426	103	102	9,744	8,659	1,060	210	905	25,947	50,740
阿蘇市	796	1,129	23	99	4,619	4,341	408	112	495	12,755	24,777
合志市	975	1,877	25	136	11,909	9,207	503	152	1,261	22,572	48,617
天草市	1,408	1,968	38	264	10,517	10,689	1,038	411	894	33,799	61,026
市合計	26,993	46,349	1,641	2,544	248,212	209,795	16,851	3,212	22,764	511,574	1,089,935
玉名郡	1,064	1,414	116	49	6,254	5,901	422	101	808	19,227	35,356
菊池郡	2,461	2,818	134	170	16,114	12,188	1,185	139	1,683	30,733	67,625
阿蘇郡	1,414	1,727	33	104	6,790	6,367	641	193	613	18,824	36,706
上益城郡	3,388	4,461	200	230	15,419	13,675	1,687	255	1,514	40,010	80,839
下益城郡	249	388	5	19	1,438	1,315	120	57	163	4,851	8,605
八代郡	164	458	0	14	1,668	1,394	98	39	190	5,157	9,182
葦北郡	389	758	178	54	2,979	3,034	223	100	260	9,766	17,741
球磨郡	1,439	2,175	87	118	7,554	7,359	651	312	870	26,644	47,209
天草郡	138	250	1	15	916	977	89	71	77	3,008	5,542
郡合計	10,706	14,449	754	773	59,132	52,210	5,116	1,267	6,178	158,220	308,805
不明	1	0	0	0	0	0	2	6	0	87	96
県合計	37,700	60,798	2,395	3,317	307,344	262,005	21,969	4,485	28,942	669,881	1,398,836

注) 軽自動車には軽二輪を含まない。

市町村合併があった市町村については、合併後の市町村に含めた。

軽自動車については、一般社団法人全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」(令和7年3月末現在)より引用した。

OSS利用状況

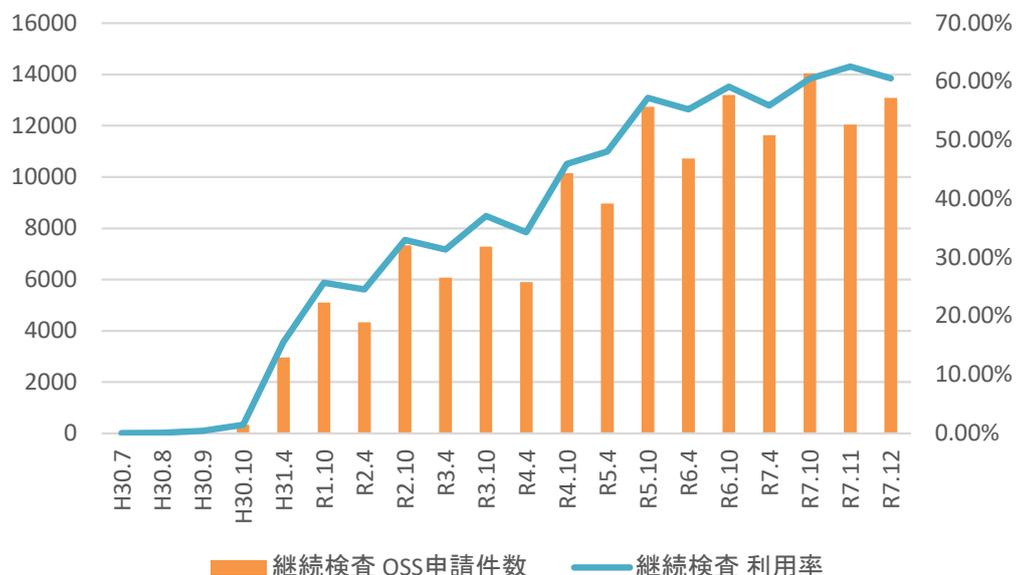
熊本運輸支局

	新車新規			継続検査		
	OSS申請件数	総申請件数	利用率	OSS申請件数	総申請件数	利用率
H30.7	7	3,488	0.20%	2	20978	0.01%
H30.8	55	2,640	2.08%	15	18469	0.08%
H30.9	16	3,698	0.43%	85	20548	0.41%
H30.10	24	3,119	0.77%	340	22783	1.49%
H31.4	16	2,683	0.60%	2959	18984	15.59%
R1.10	294	2,123	13.85%	5,108	19,852	25.73%
R2.4	278	1,929	14.41%	4,327	17,603	24.58%
R2.10	761	3,142	24.22%	7,330	22,211	33.00%
R3.4	558	2,436	22.91%	6,081	19,369	31.40%
R3.10	456	2,009	22.70%	7,286	19,649	37.08%
R4.4	566	2,131	26.56%	5,907	17,215	34.31%
R4.10	978	2,579	37.92%	10,143	22,047	46.01%
R5.4	785	2,728	28.78%	8,961	18,628	48.11%
R5.10	1,243	2,963	41.95%	12,740	22,255	57.25%
R6.4	1,101	2,413	45.63%	10,720	19,394	55.27%
R6.10	1,349	3,142	42.93%	13,199	22,311	59.16%
R7.4	1,121	2,674	41.92%	11,628	20,779	55.96%
R7.10	2,431	4,326	56.20%	14,043	23,209	60.51%
R7.11	1,802	3,448	52.26%	12,046	19,242	62.60%
R7.12	1,312	2,648	49.55%	13,085	21,596	60.59%

新車新規OSS利用状況



継続検査OSS利用状況



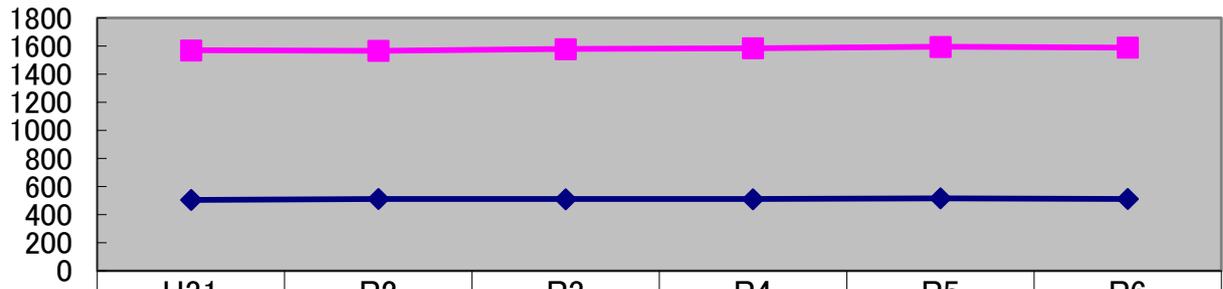
6. 自動車整備事業の概況

熊本県内の令和6年3月末現在の自動車特定整備事業場(認証工場)1589工場で、年々廃止事業者が、後継者・人材不足、経営不振で増加している。指定工場は512工場で、平成23年以降大きな増減は見られない。

1級小型自動車整備士試験が平成14年度から実施され、令和6年3月末現在109名が資格取得している。

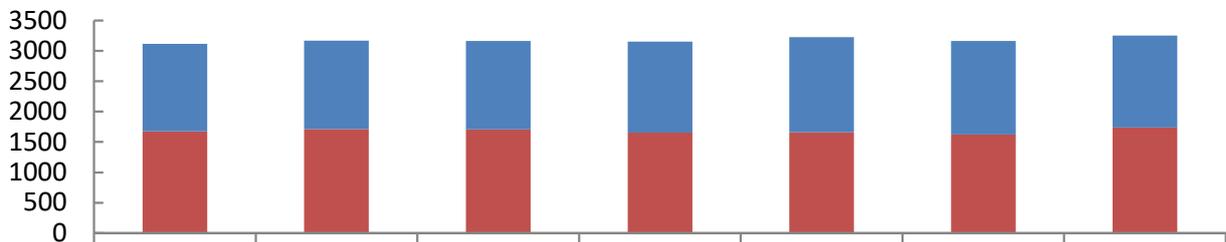
近年、自動車は情報技術の高度化により最新技術や新機構が採用され、自動車整備士に対する技術力の維持・向上を図るための再教育が必要になり、自動車整備振興会等における整備主任者技術研修及び当支局での整備主任者・自動車検査員研修を毎年実施している。

(1) 自動車整備事業場の推移



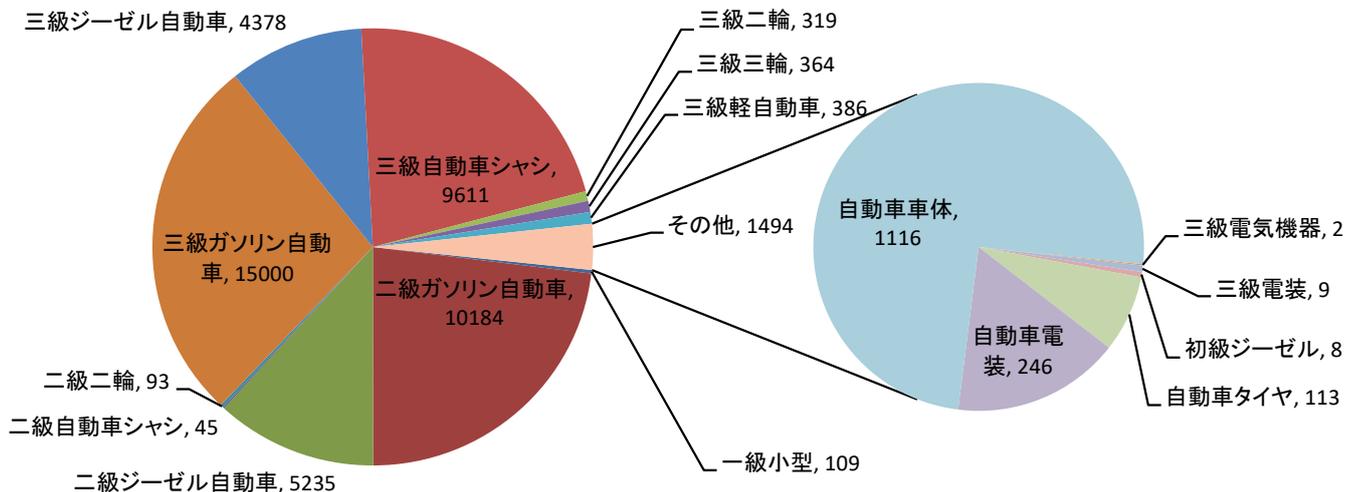
■ 認証工場	1570	1566	1579	1584	1595	1589
◆ 指定工場	505	512	510	510	515	512

(2) 整備主任者・自動車検査員研修受講状況の推移



■ 検査員	1440	1457	1461	1499	1570	1542	1518
■ 整備主任者	1677	1712	1706	1657	1658	1624	1737

(3) 自動車整備士合格者総数



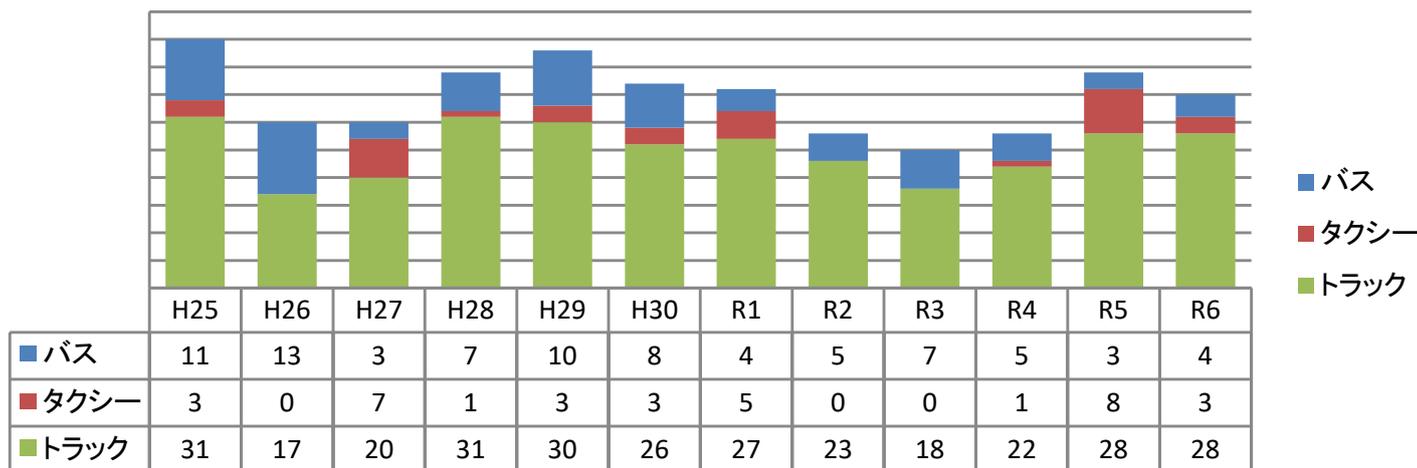
7. 保安関係業務の概況

熊本県における令和6年度の事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数35件、死者数8人、負傷者数9人であり、死者数は1名減少、負傷者数は2名減少している。

引き続き、自動車運送事業者に対する事故防止対策として運行管理者・整備管理者の研修等を通じて適正な運行管理及び車両管理の徹底について指導を行うとともに、事故に関する情報の提供等を通じ、安全対策の徹底に努めている。

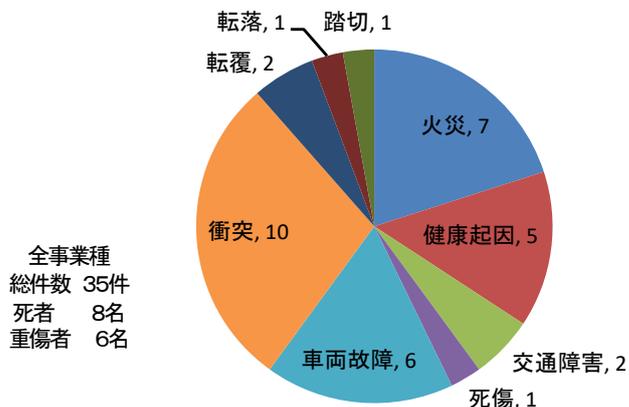
騒音問題をはじめとして、ディーゼル車の排出ガス対策、不正軽油の使用防止、エコドライブの普及促進、使用済み自動車の適正な処理等が緊急の課題となっている。これらの問題に自動車は深く関わっており、街頭検査、不正改造車排除運動、点検整備推進運動、無車検取締り、ディーゼルクリーンキャンペーン及び各種研修会を通じ公害防止に関する広報活動に取り組んでいる。

(1) 熊本県における事業用自動車重大事故発生状況の推移

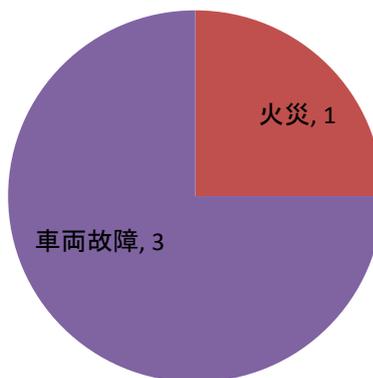


(2) 事業用自動車の事故種別発生状況

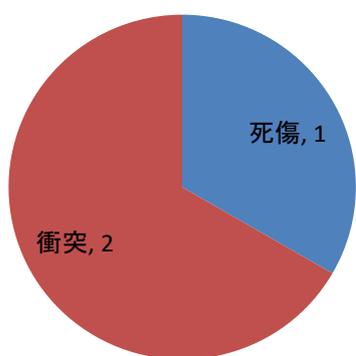
全事業種の事故種別発生状況(令和6年度)



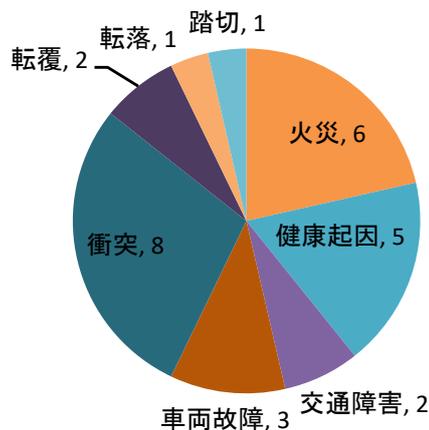
バスの事故種別発生状況(令和6年度)



タクシーの事故種別発生状況(令和6年度)



トラックの事故種別発生状況(令和6年度)

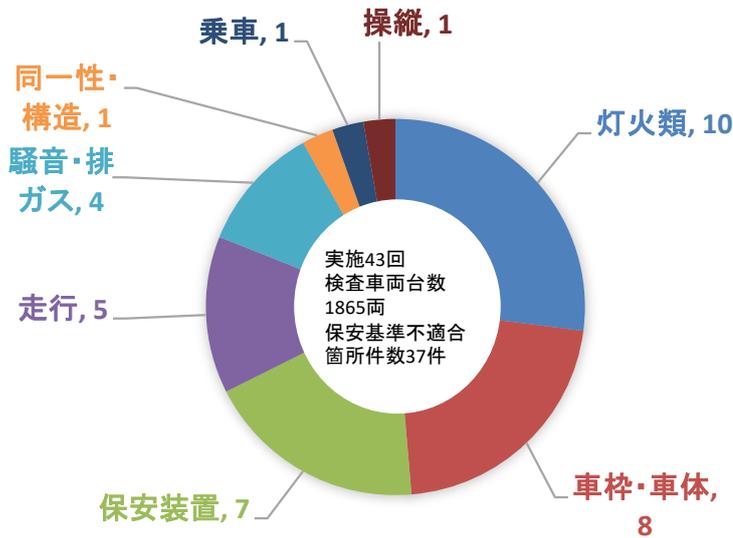


(3) 街頭検査の実施状況

平成15年4月からは、整備命令制度に関する制度を強化し、県警と連携のもと深夜の不正改造車の街頭検査を実施している。

なお、平成17年からは、不正燃料使用による環境破壊防止のため不正軽油取締り及び平成30年からは、可搬式カメラを用いた無車検の街頭検査も実施している。

1. 装置別保安基準不適合箇所件数



2. 街頭検査風景



3. 街頭検査実施状況

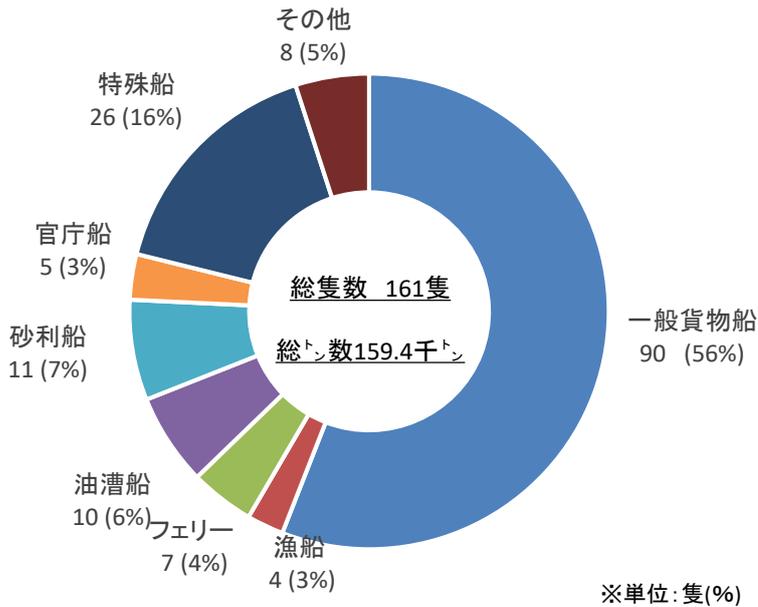
令和6年度

実施回数	出勤延人数	検査車両数	整備不良車両数	不正改造車両数	整備命令発令件数	装置別保安基準不適合箇所数													合計		
						同一性・構造	操縦	緩衝	走行	保安装置	着色フィルム	電気・灯火類	灯火の色	乗車	車枠・車体	回転部分の突出	騒音・排ガス	マフラーの取り外し		機器検査・その他	CO・HCガス
43	36	1865	17	10	法第54条	1				1		1									2
					法第54条の2	10	1	1		5	6		9	2	1	8	5	4	1		

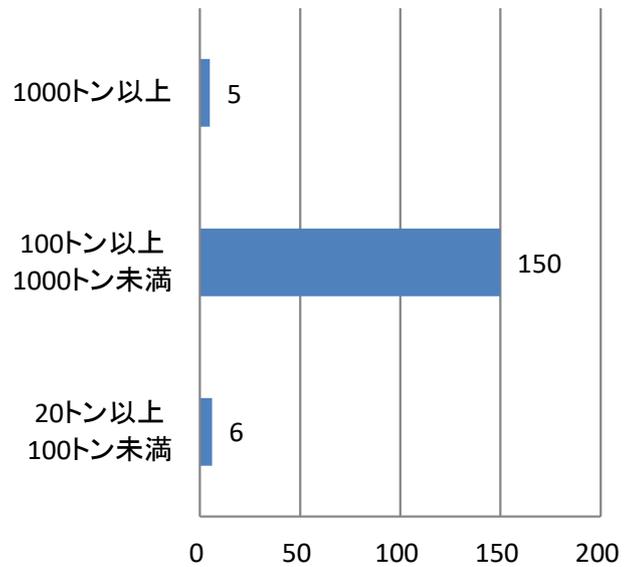
8. 船舶登録の概況

県内の在籍船舶数は、令和7年12月31日現在、161隻、159,420トンである。
用途別にみると、一般貨物船が最も多く全体の約56%を占めており、次に多いのが特殊船で16%となっている。
熊本県の特徴として、一杯船主と呼ばれる零細事業者が多い。また、昨年と比較すると在籍船舶は増加している。

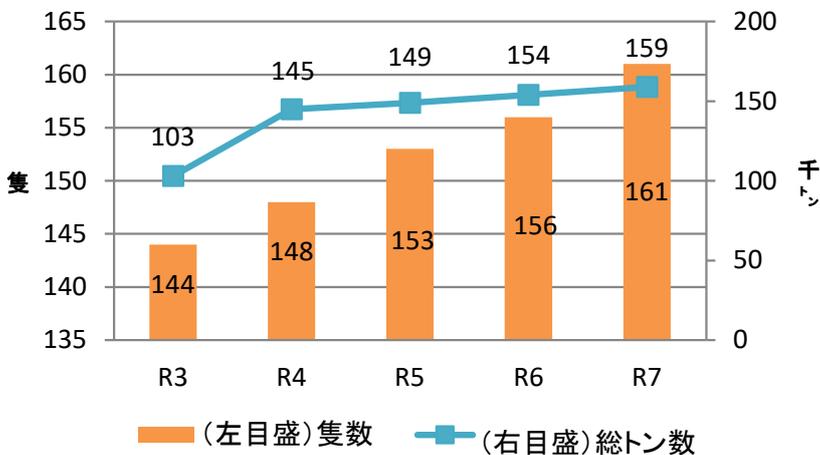
用途別在籍船舶数(令和7年12月末)



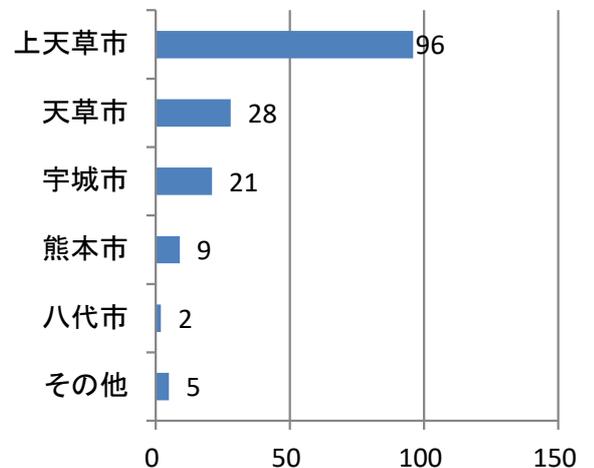
階層別船舶数(令和7年12月末)



在籍船舶の推移(各年12月末現在)



市町別登録隻数(令和7年12月末)



9. 造船事業の概況

管内の造船所は、国内屈指のジャパンマリンユナイテッド(株)有明事業所を除いては、内航船や小型漁船を主対象とする造船所が存在し、修繕事業が主体である。登録・届出造船所は、その多くが天草地区に立地している。

管内には、令和7年4月1日現在で、造船法に基づく許可造船所6社、小型船造船業法に基づく登録造船所2社、FRP船の造修等を行う造船法の届出事業者が8社ある。

◎許可造船所 6社

(500トン以上又は50m以上の鋼製船舶の製造、修理)

○登録造船所 2社

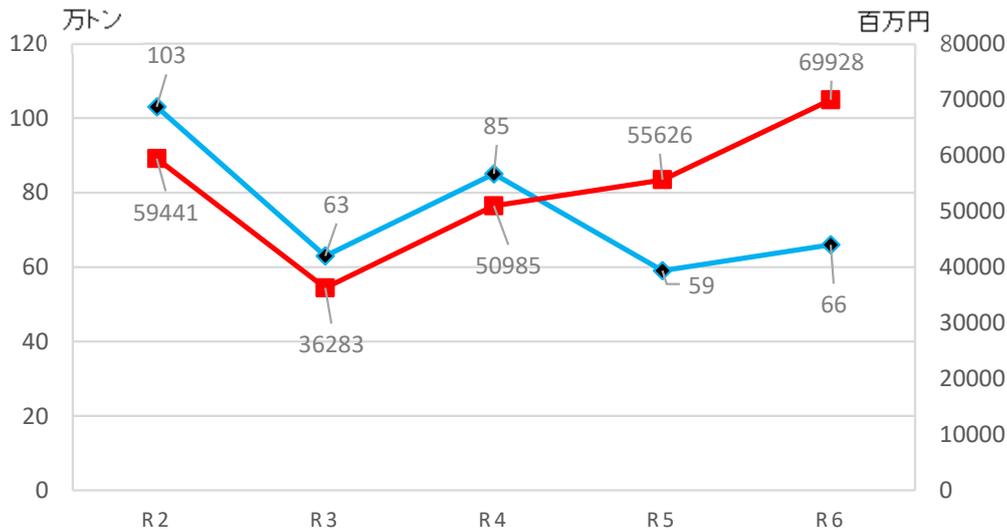
(500トン未満又は50m未満の鋼製、木製船舶の製造、修理)

○届出造船所 8社

(20トン以上又は15m以上の鋼製船舶以外の製造、修繕)

(不稼働事業者を除く)
令和7年4月1日現在

熊本運輸支局管内造船所の鋼船竣工量及び竣工船価



10. 船舶検査の概況

船舶の海難事故が発生した場合には、人命及び船舶の損失、海洋汚染など多大な影響を社会に及ぼすことになる。船舶検査官は、海難事故の要因が船舶の構造や設備等にならないよう船舶及び機関等の設計・製造段階から廃船に至るまでの間、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に基づき、船舶が航行するために必要な構造、設備等に関する技術基準に適合していることを造船所等において検査、確認を行っている。

検査の種類としては、製造検査、定期検査、中間検査、臨時検査、予備検査等があり基準に適合したものについては条約証書や船舶検査証書等を交付している。

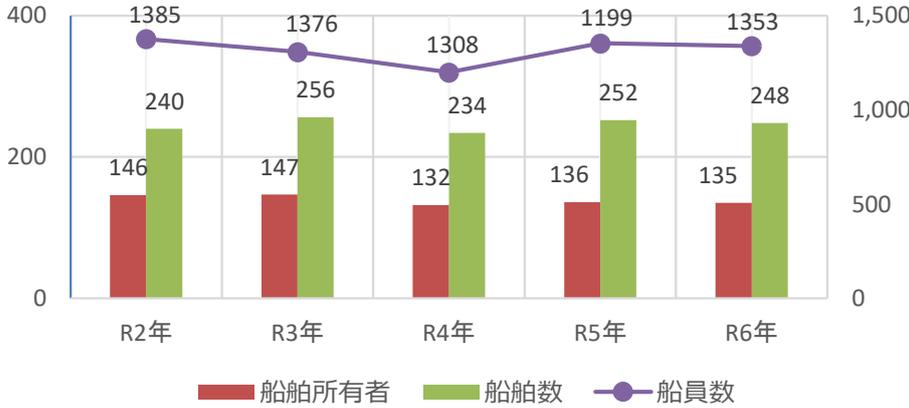
その他、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)に基づき、公共交通機関である新造旅客船の技術基準適合審査や既存船への立入り検査も実施している。

11. 船員関係業務の概況

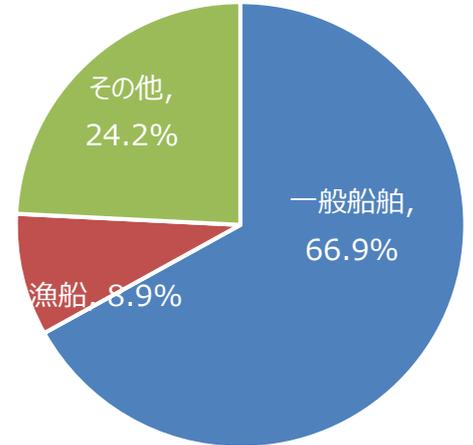
(1) 船員関係

- ・天草諸島は、かつて、交易や塩の積み出しなどで海運業が栄えた歴史があり、その土地柄もあって県内のほとんどの事業者が当該地域に集中している。
- ・一杯船主が多く、法人の形態をとっているものの零細な経営によりその事業を行っている場合が多い。

船員法適用船舶所有者数・船舶数・船員数の推移



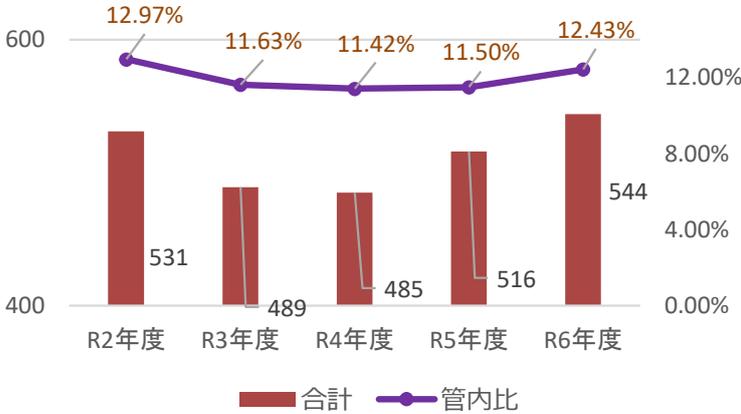
船員法適用船舶数内訳 (令和6年度)



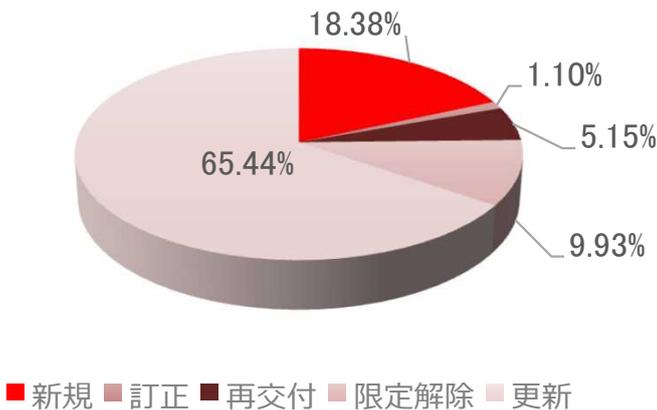
(2) 海技免状関係

- ・大型・小型免許ともに多くの件数を処理しており、処理件数は局内で大きな割合を占めている。

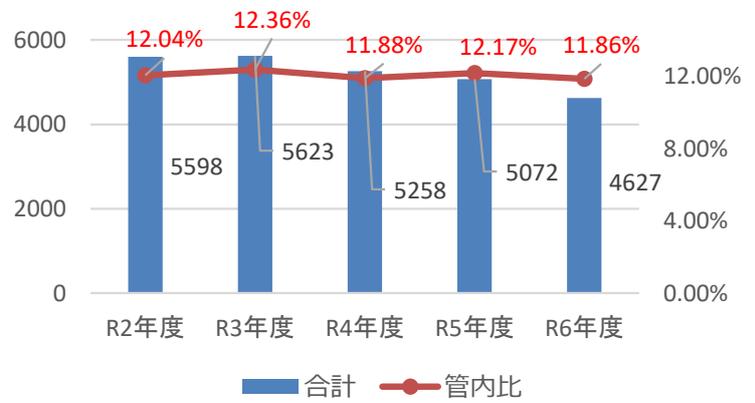
大型免状



令和6年度大型免状申請種別毎割合



小型免許

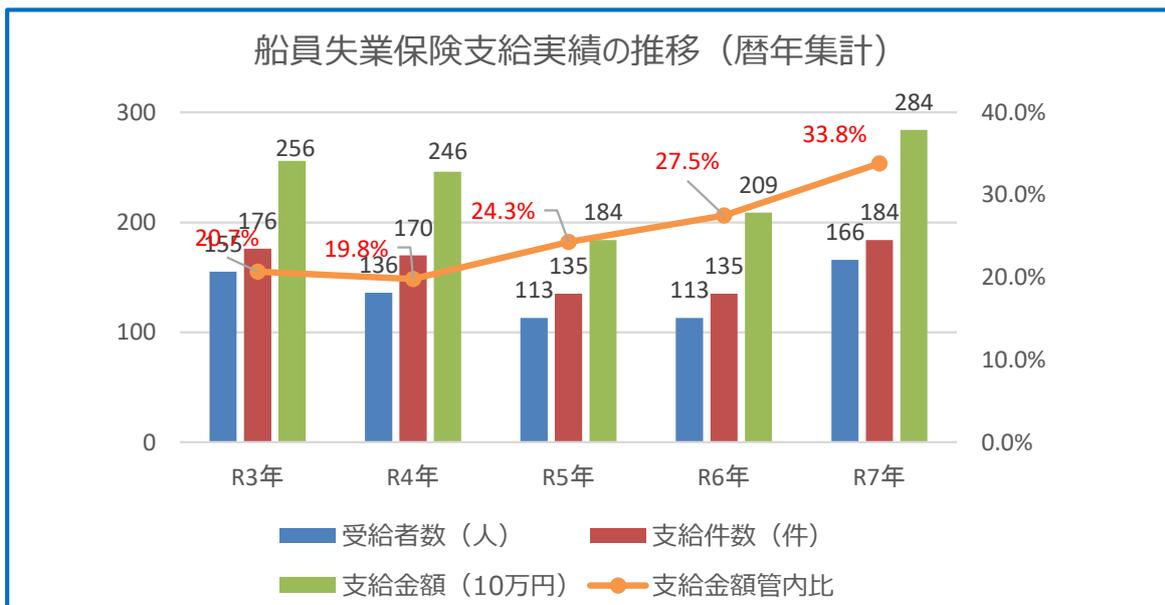
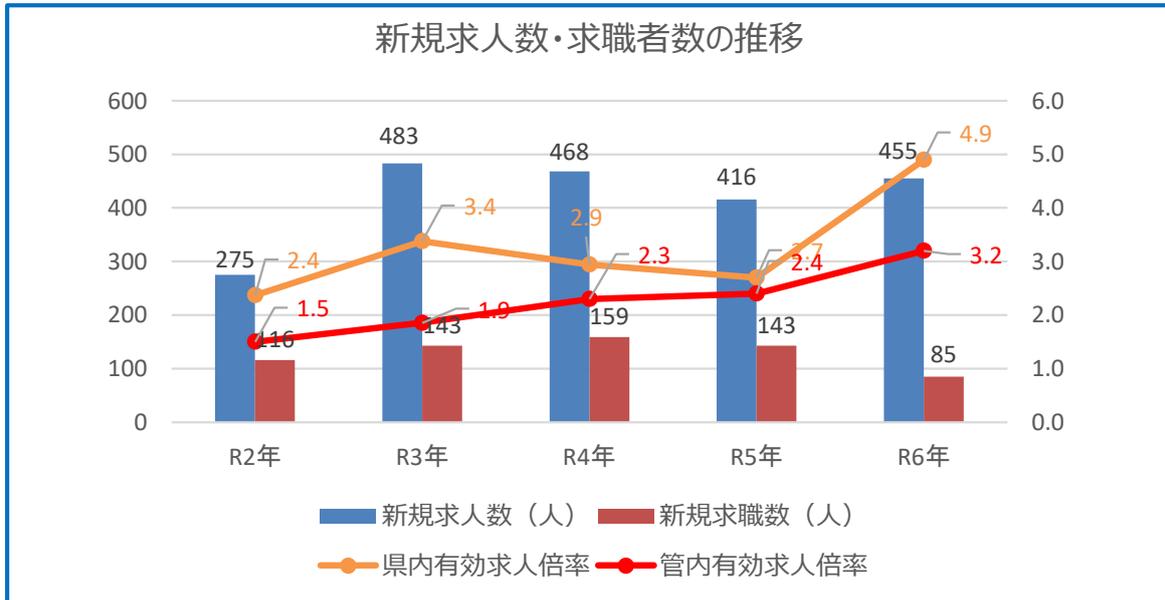


令和6年度小型免許申請種別毎割合



(3) 船員職業安定所関係

・内航海運事業者数、船員数が共に多いため、求人・求職数や失業保険支給実績は九州管内でも多い傾向がある。



(4) 管内の指定市町村関係

・管内の船員法事務取扱指定市町村は以下の通りである。



役場名	課	住所
水俣市役所	商工観光課	水俣市陣内1丁目1-1
八代市役所	市民課	八代市松江城町1-25
天草市役所	市民課	天草市東浜町8-1
	牛深支所	天草市牛深町2286-103
上天草市役所	龍ヶ岳統括支所	上天草市龍ヶ岳町高戸1412
	松島庁舎 市民課	上天草市松島町合津7915番地1

- 委託業務は
- ・船員手帳の交付・書換
 - ・雇入届出関係
 - ・航行に関する報告の受理

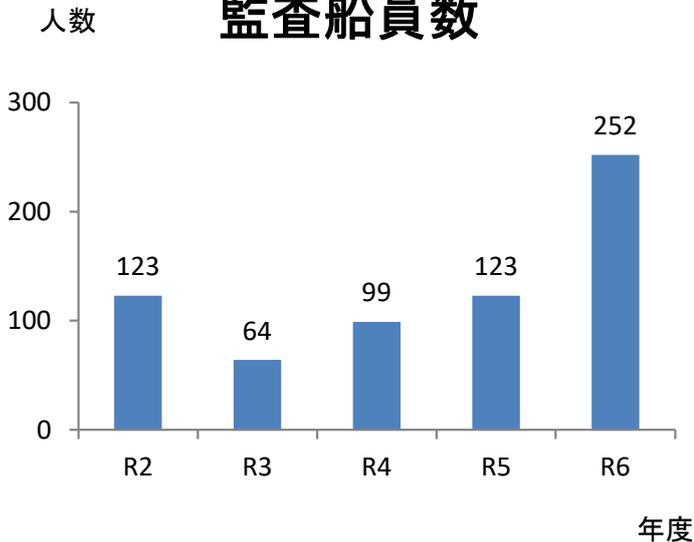
12. 運航労務監理業務の概況

運航労務監理官の業務は、船員の労働条件の確保、船員災害の防止に関すること及び船舶の安全運航の確保に関する事等であり、船舶及び事業場での監査等を通じて、船員の労働時間の遵守状況や、海技免状等の資格を有している船員を乗り組ませているか等进行检查し、船員の労働保護や航海の安全が図られているかを確認している。

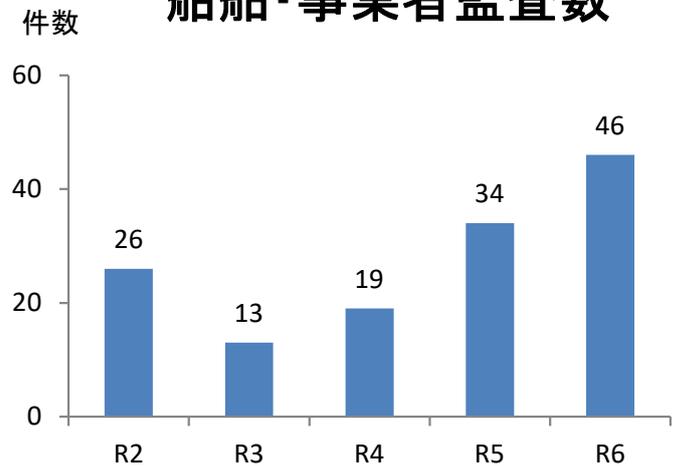
また、旅客船や貨物船等の船舶運航事業者に対して、輸送の安全の確保のため「船舶の運航管理に関する監査及び指導」、「運航事業者が構築した運輸安全マネジメント体制の評価」を実施し、安全運航の確保に努めている。

さらに、年末年始等の多客期において、旅客船等の安全運航に万全を期し未然に事故の防止を図るため、立入点検を行い安全意識の向上に取り組んでいる。

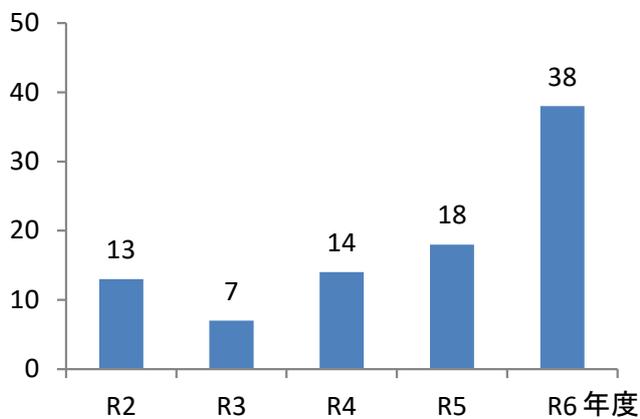
監査船員数



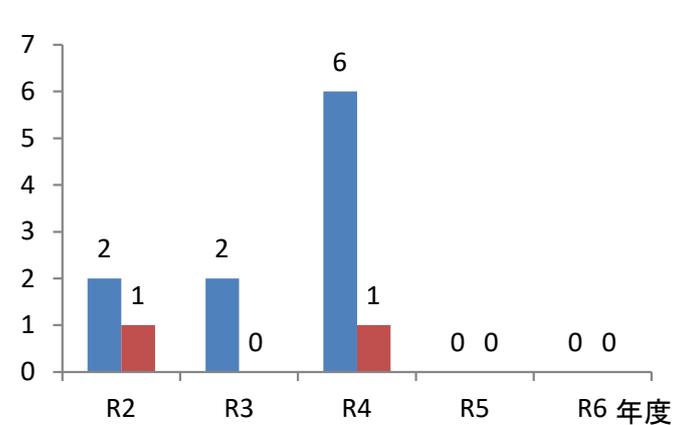
船舶・事業者監査数



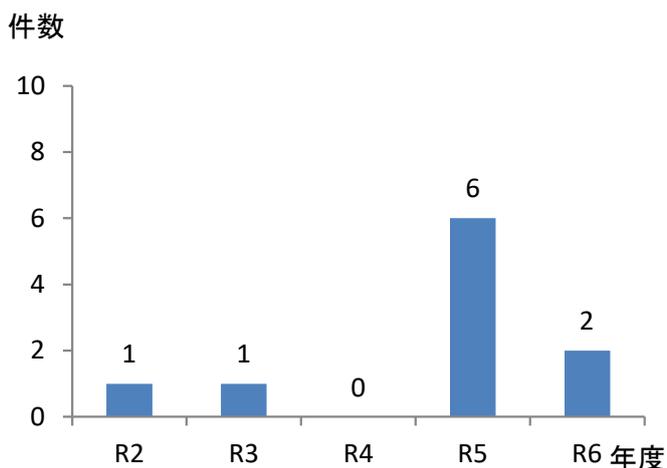
運航管理監査件数



海難・災害監査件数



運輸安全マネジメント 評価実施事業者数



■ 海難発生時監査件数 ■ 災害発生時監査件数



年末年始安全総点検

13. 外国船舶監督業務の概況

外国船舶監督官は、日本の港に入港してきた外国船舶に立入検査を実施し、構造・設備及び乗組員の資格・当直体制・労働条件等に係る基準を定めた国際条約(SOLAS、MARPOL、STCW、MLC条約等)に適合しているかどうかを確認しています。これをPort State Control(寄港国監督、略してPSC)といいます。船舶が基準に適合していない場合はこれを是正させ、外国船舶による海難事故や海洋汚染の防止に努めています。

また、ヒューマンエラー等に起因する海難が多く見られることから、乗組員がその船舶に搭載されている設備の操作等を適切に行えるかなどの操作要件、「国際安全管理規則(ISMコード)」に基づく船舶の管理体制及び「国際海事保安コード(ISPSコード)」に基づく船舶の保安要件の確認など、ソフト面に関するPSCも重要な項目となっています。

近年、海洋環境保護等を目的とした新条約の発効や規制強化が相次いでおり、PSCではこれらの取組の実効性を確保するための検査も実施しています。

2017年 海洋生態系の保全を目的としたバラスト水管理条約の発効

2020年 人の健康や環境への悪影響を低減するため、燃料油中の硫黄分濃度の規制強化

2023年 船舶からの二酸化炭素の排出を抑制するための新規制の発効

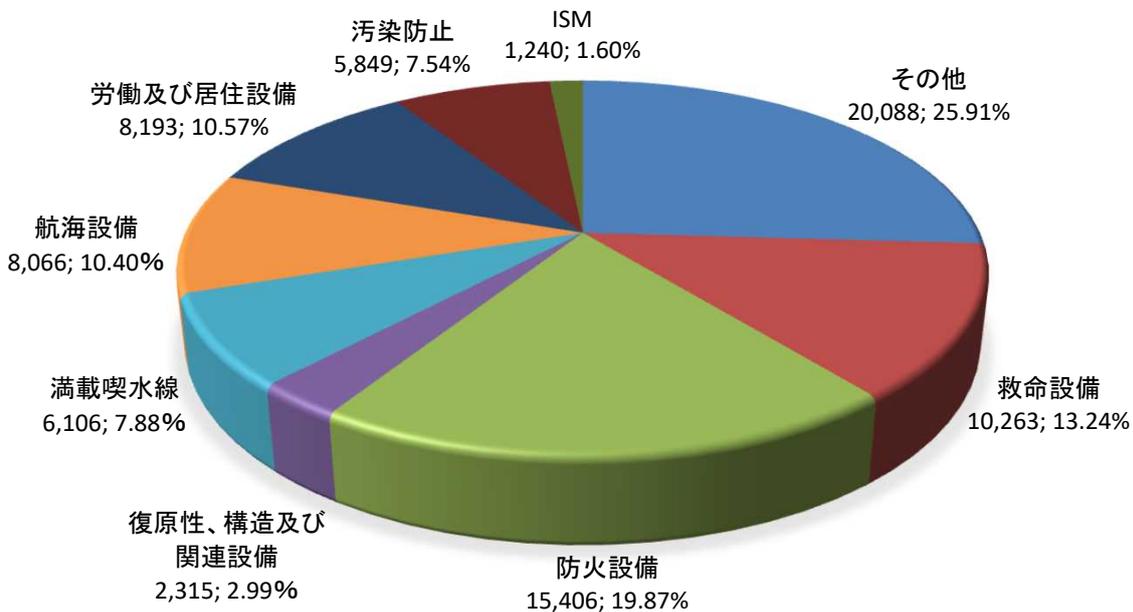


錨鎖孔(ホースパイプ)の検査



排気用のダクト内部の検査

PSCで指摘された主な欠陥
東京MOU ANNUAL REPORT 2024より作成



*東京MOU:「ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定」のこと。メンバーは以下のとおり。
オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港(中国)、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、メキシコ、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、ヴァヌアツ、ベトナム (計22当局/2025年12月末現在)

14. 独立行政法人自動車技術総合機構の概況

平成11年4月に中央省庁等改革推進本部において、従来国が実施していた自動車検査のうち、「検査場における検査」については、独立行政法人化することが決定され、平成14年7月1日に「自動車検査独立行政法人」が設立され、平成28年4月1日付けで旧自動車検査独立行政法人(以下「旧検査法人」という)と旧独立行政法人交通安全環境研究所(以下「旧交通研」という)の2法人が統合し、独立行政法人自動車技術総合機構(以下「自動車機構」という)が発足した。熊本事務所は、熊本運輸支局の検査場等を引継ぎ、いわゆる「車検」業務のうち、道路運送車両法に基づき、自動車の保安基準適合性の審査業務等を実施している。

(1) 名称

独立行政法人自動車技術総合機構 九州検査部 熊本事務所

(2) 所在地

〒862-0901

熊本市東区東町4丁目14-35 TEL 096-369-3384 FAX 096-206-1655

(3) 業務内容

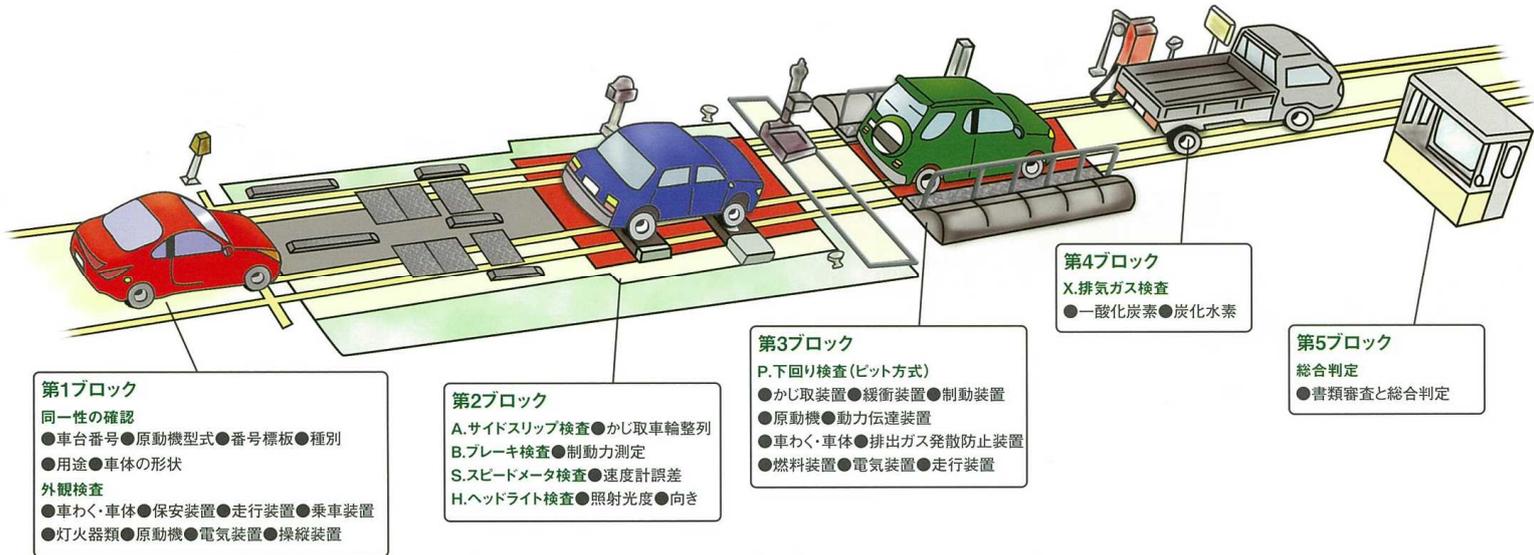
- ①自動車検査場における検査・・・道路運送車両法に基づき、自動車の保安基準適合性の審査を実施
- ②街頭検査・・・道路や不正改造車が多い地域等で道路運送車両法に基づき、自動車の保安基準適合性の審査を実施
- ③上記業務に付帯する業務

(4) 組織

本部(東京) ————— 九州検査部(福岡) ————— 熊本事務所

所長 主席検査官 検査官 検査官補

(5) 検査コースの概要

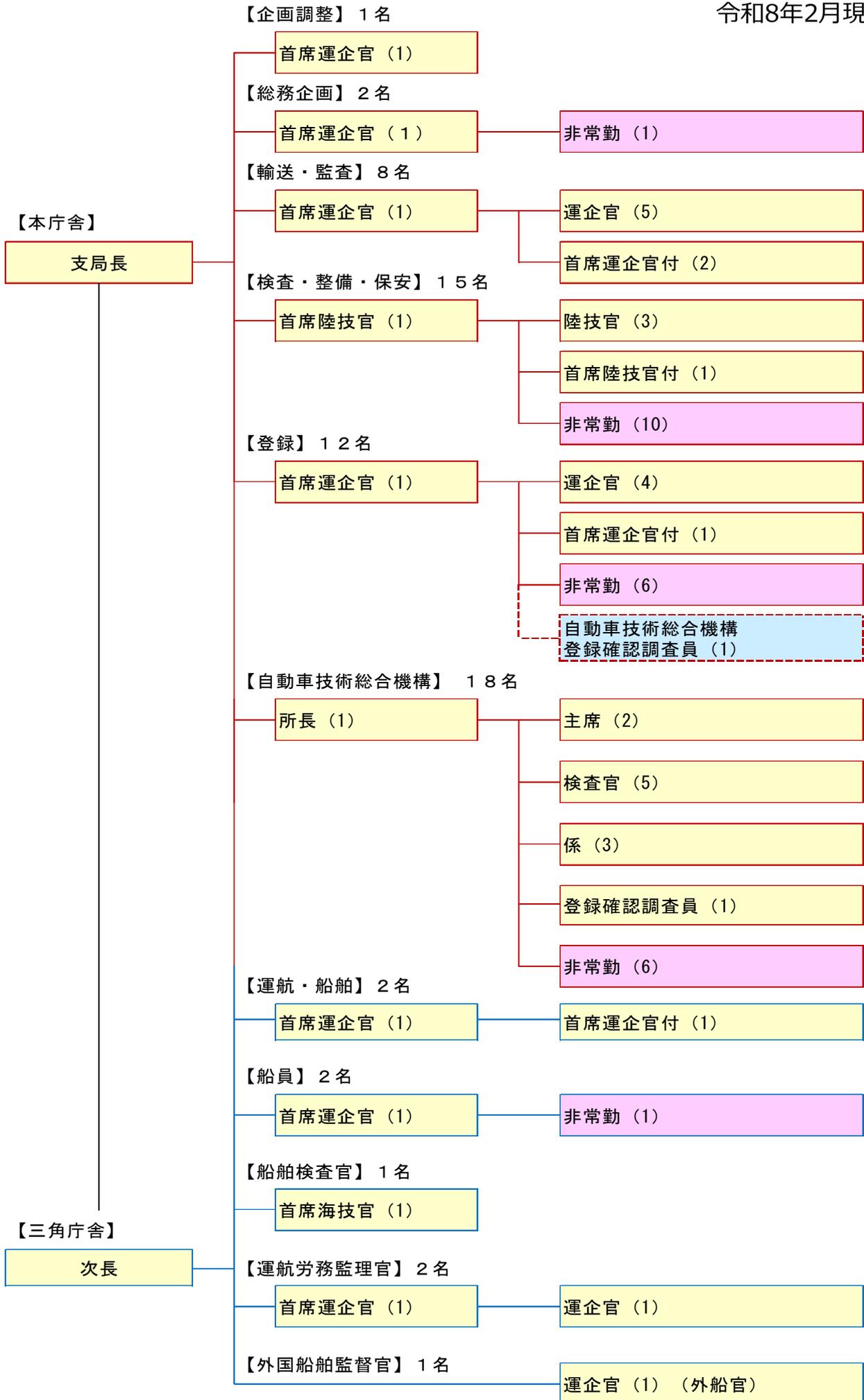


検査場外観



III 熊本運輸支局の組織

令和8年2月現在



IV 熊本運輸支局の沿革

1. 熊本運輸支局(陸運関係)の沿革と主要な業務内容

○沿革

昭和22年 3月	熊本駅構内に運輸省鉄道監理局自動車事務所として発足した。
昭和23年 1月	道路運送法が施行されたのに伴い鉄道監理局自動車事務所は廃止され新たに道路運送監理事務所が設置された。
昭和24年 8月	道路運送監理事務所が廃止され、陸運局分室が設置された。
昭和24年11月	陸運局分室が廃止され、熊本県陸運事務所が設置された。
昭和34年 2月	熊本市東町(現在地)に庁舎を新築し移転した。
昭和46年 3月	車検場を2コースから4コースに増築し検査機器を自動化した。
昭和46年 4月	登録業務に電算機を導入した。
昭和48年10月	特殊法人軽自動車検査協会設立に伴い、軽自動車の届出業務を分離した。
昭和53年 3月	車検場増築によりディーゼル黒煙検査コースを新設した。
昭和53年 9月	隣接地(旧中央紡績K.K跡地)7,750㎡を購入した。
昭和55年 3月	建坪927㎡の新庁舎を新築した。
昭和59年 7月	運輸省設置法の一部改正により、九州運輸局熊本陸運支局と改称された。
昭和59年12月	検査場1コースを増設した。
昭和61年 4月	車両課を設置して整備課から保安・検査業務を移した。
昭和62年 3月	標板取り付け上屋及び書庫を建築した。
昭和63年 3月	4コースの検査機器を更新し検査場構内を舗装した。 庁舎の玄関を改修しアーケードを設置した。
平成 4年10月	重量計を更新した。
平成13年 1月	中央省庁等改革基本法及び国土交通省設置法により、運輸省・建設省・国土庁・北海道開発庁が統合して国土交通省が発足した。
平成14年 3月	検査場を同一敷地内に新築し、検査機器の更新及び見学者通路を新設した。
平成14年 7月	地方運輸局の組織再編により熊本陸運支局と三角海運支局が統合し九州運輸局熊本運輸支局となる。それにより総務企画課を設置した。また、自動車検査部門が自動車検査独立行政法人法により独法化され、自動車検査独立行政法人九州検査部熊本事務所となる。
平成15年 2月	庁舎1階の一部を増築し、事務室及び待合室を拡張した。
平成16年 7月	倉庫業務を運航・船舶課から総務企画課に移した。
平成18年 7月	組織改正により課・係制が廃止され、スタッフ制となる。

○主な業務内容

【企画調整部門】

- ・ 地域交通計画、貨物流通等の企画業務に関する事
- ・ 運輸支局の所掌事務に関する企画・立案・調整事務。

【総務企画部門】

- ・ 総務、人事、会計に関する事
- ・ 旅行業、倉庫業、鉄道に関する事
- ・ 防災・危機管理に関する事

【輸送部門】

- ・ 道路運送事業、貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業の許可、登録、認可、届出及び監査並びにこれに基づく指導に関する事。
- ・ 道路運送車両による運送に関する調査及び統計に関する事。
- ・ 道路運送車両による輸送の発達、改善及び調整に関する事。
- ・ 自家用自動車の使用についての監査及びこれに基づく指導に関する事。
- ・ 土砂等の運搬の用に供する大型自動車の使用に関する事。
- ・ 自動車損害賠償責任保険(共済)に関する事。

【登録部門】

- ・ 自動車の登録に関する事
- ・ 検査対象外軽自動車の使用届等に関する事
- ・ 自動車の統計に関する事
- ・ 自動車の臨時運行許可事務の指導に関する事

【整備部門】

- ・ 自動車の検査に関する事。
- ・ 自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻に関する事。
- ・ 整備命令に関する事。
- ・ 自動車の整備管理者に関する事。
- ・ 自動車の整備事業に関する事。
- ・ 自動車整備士に関する事。
- ・ 自動車の運行管理者に関する事。
- ・ 自動車の事故に関する事。

3. 熊本運輸支局(海運関係)の沿革と主要な業務内容

○沿革

昭和18年11月	運輸通信省門司海運局三角支局が設置された。
昭和20年 5月	官制改正により運輸通信省は運輸省と郵政省に分離された。
昭和20年 6月	官制改正により九州海運局三角支局と改称された。
昭和22年11月	登立、中村、阿村、今津、姫戸、高戸、津村、樋島、御所浦、本渡、牛深、富津、富岡、八代及び水俣の15出張所が開設された。
昭和24年 1月	次長制が新設された。
昭和24年 6月	登立、中村、阿村、今津、姫戸、高戸、津村、御所浦及び富津の9出張所が廃止された。
昭和27年 8月	樋島、牛深、富岡及び水俣の4出張所が廃止された。
昭和31年 1月	牛深出張所が再び開設された。
昭和32年 5月	船舶積量測度官が長崎支局に配置換えとなった。
昭和32年 7月	水俣分室が開設された。
昭和43年 5月	三角港湾合同庁舎へ入居した。
昭和44年 4月	本渡出張所の廃止及び次長制の廃止に伴い、監理、運航の2課が新設され、船員労務官が配置された。
昭和45年 4月	牛深出張所及び水俣分室が廃止された。
昭和46年 4月	船員職業安定所が新設され、八代出張所が廃止された。
昭和59年 7月	運輸省設置法の一部改正により、九州運輸局三角海運支局と改称された。
平成13年 1月	中央省庁等改革基本法及び国土交通省設置法により、運輸省・建設省・国土庁・北海道開発庁が統合して国土交通省が発足した。
平成14年 7月	地方運輸局の組織改編により熊本運輸支局の分庁舎となり、次長、運航・船舶課、船舶検査官、船舶測度官、船員課、船員労務官の新体制となった。
平成15年 4月	三池海事事務所が廃止されたことに伴い、管轄範囲の内、熊本県内分が熊本運輸支局に移管され、外国船舶監督官が配置された。
平成17年 4月	海上運送事業の活性化のための船員法等の一部改正により、運航監理官と船員労務官を統合した運航労務監理官が設置された。
平成18年 7月	組織改正により課・係制が廃止され、スタッフ制となる。

○主な業務内容

【運航・船舶部門】

- ・ 内航海運業に関する事
- ・ 旅客航路事業に関する事
- ・ 港湾運送事業に関する事
- ・ 造船業及び船用工業に関する事
- ・ 船舶の登録・測度事務に関する事
- ・ 船舶検査事務に関する事
- ・ 認定事業場、型式承認に関する事
- ・ 海事思想の普及に関する事

【船舶検査官】

- ・ 船舶の検査に関する事
- ・ ISMの審査に関する事

【船舶測度官】

- ・ 船舶の登録・測度に関する事

【船員部門】

- ・ 船員の雇入届出、船員手帳の交付に関する事
- ・ 海技免状、小型船舶操縦免許証の交付に関する事
- ・ 船員の職業紹介、失業保険金の支給に関する事

【運航労務監理官】

- ・ 船員の労働条件の確保及び最低賃金に関する事
- ・ 船員災害の防止を図るための安全衛生に関する事
- ・ 船舶の航海の安全に関する事
- ・ 旅客船及び貨物船の運航管理に関する事

【外国船舶監督官】

- ・ 外国船舶の監督に関する事

IV 運輸関係法人・団体等

(令和8年2月現在)

1. 関係法人・団体等一覧表 (陸運関係)

名 称	代 表 者	郵便番号	所 在 地	電 話
独立行政法人自動車事故対策機構 熊本支所	牧野 信明	860-0806	熊本市中央区花畑町4-7 朝日新聞第一生命ビル6階	096-322-5229
軽自動車検査協会 熊本事務所	西村 三男	862-0901	熊本市東区東本町16-3	096-369-5979
一般社団法人 熊本県バス協会	岩崎 司晃	860-0806	熊本市中央区花畑町4-1 太陽生命熊本第2ビル9階	096-352-9694
公益社団法人 熊本県トラック協会	下川 公一郎	862-0901	熊本市東区東町4-6-2	096-369-3968
一般社団法人 熊本県タクシー協会	小山 剛志	862-0901	熊本市東区東町4-14-31	096-368-4101
熊本県自動車販売店協会	西 治三朗	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-365-0638
一般社団法人 熊本県自動車整備振興会	井上 雄一郎	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-369-1441
熊本県自動車整備工業協同組合	松田 講成	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-369-4141
一般社団法人 熊本県自動車標板協会	齊藤 直信	862-0901	熊本市東区東町4-14-36	096-367-1656
一般社団法人 熊本県自家用自動車協会	岩下 哲三	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-369-5345
熊本県中古自動車販売協会	満田 和浩	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-369-6011
一般財団法人 日本自動車査定協会 熊本県支所	古庄 雅教	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-369-5123
熊本県軽自動車協会	畑島 幸博	862-0901	熊本市東区東本町16-3	096-369-7920
一般財団法人 九州陸運協会 熊本支部	桑島 隆一	862-0901	熊本市東区東町4-14-36	096-369-2525
一般社団法人 熊本県レンタカー協会	田中 靖士	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-367-3675
一般社団法人 日本自動車連盟 熊本支部	與繩 義昭	861-8038	熊本市東区長嶺東6-30-30	096-380-9200
一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会	吉丸 良治	860-0806	熊本市中央区辛島町8-23 桜ビル辛島町3階	096-359-1788
南九州交通共済協同組合	富田 康方	862-0914	熊本市東区山ノ内1-4-20	096-369-0108
一般社団法人 全国霊柩自動車協会 熊本県支部	瓜生田 孝和	860-0051	熊本市西区二本木4-10-1	096-353-5341
熊本県個人タクシー協会	秦 英房	862-8089	熊本市東区下南部3-6-31	096-380-2488
熊本県倉庫協会	西島 清文	862-8635	熊本市南区流通団地2-20-3 九州産交運輸(株)内	096-379-3727
熊本県冷蔵倉庫協会	牛島 弘一	860-0047	熊本市南市区城南町築地624-19 日豊食品工業(株)内	0964-28-7071
一般財団法人 天草自動車協会	小堀田 和年	863-0018	天草市浜崎町6-21	0969-23-5188
一般社団法人 人吉球磨自動車協会	嘉村 記念	868-0025	人吉市瓦屋町2214-2	0966-22-2215
熊本県自動車電装品整備商工組合	西本 伸介	861-4101	熊本市南区近見7-12-26 吉本7 ^ハ -ト201	096-288-1969
熊本県自動車車体整備協同組合	廣田 和重	860-0862	熊本市南区日吉1丁目1-11	096-352-5157

2. 関係法人・関係団体一覧表(海運関係)

(令和8年2月現在)

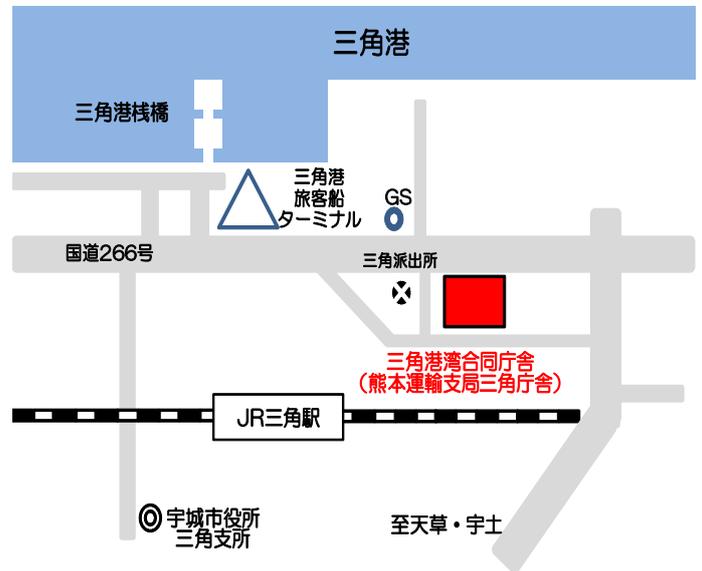
名称	代表者	事務局長等	郵便番号	所在地	電話
日本小型船舶検査機構三角支部	竹村 洋一郎		869-3207	宇城市三角町三角浦1160-179	0964-52-3800
熊本県地方港湾審議会	竹内 裕希子	熊本県港湾課	862-0950	熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県土木部河川港湾局港湾課	096-333-2515
熊本県海運組合	浦山 秀大	松本 円嘉	861-6102	上天草市松島町合津無番地	0969-56-2928
熊本地区内航海運協同組合	増田 好信	木村 和久	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-85	0964-52-3269
熊本旅客船協会	井手 雅夫	高山 真佐子	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-177	0964-52-2303
三角港湾運送協会	分造 一義	内田 奈美枝	869-3207	宇城市三角町三角浦1159-3 三角海運(株)内	0964-53-1333
八代港運協会	松木 喜一	深耕 忠喜	866-0033	八代市新港町4丁目12番 八代港湾労働者福祉センター内	0965-37-1578
水俣港運協会	木田 浩二	岩本 泰明	868-0012	水俣市月浦字前田54-172 南九州セノコ(株)内	0966-63-4117
熊本地区港湾運送事業協同組合	松木 喜一	深耕 忠喜	866-0033	八代市新港町4丁目12番 八代港湾労働者福祉センター内	0965-37-1578
熊本県造船業組合	篠崎 鉄蔵		869-3205	宇城市三角町波多284 (株)篠崎造船鉄工所内	0964-52-2703
九州船舶工業会熊本支部	原 正彦		861-5288	熊本市西区西松尾町4410-6 (株)坂井商会内	096-319-4455
船員災害防止協会九州支部熊本地区支部	浦山 秀大	支局船員担当	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-20	0964-52-2069
熊本県船員労働安全衛生協議会	浦山 秀大	支局船員担当	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-20	0964-52-2069
株式会社日本海洋資格センター	中野 隆	植田 正直	869-3207	宇城市三角町三角浦1193	0964-52-2451

・周辺図

(熊本本庁舎)



(三角庁舎)



国土交通省 九州運輸局
熊本運輸支局

(本庁舎)

〒862-0901 熊本市東区東町4丁目14番35号
 総務企画部門 TEL (096) 369-3188
 輸送部門 TEL (096) 369-3155
 登録部門 TEL (050) 5540-2086
 整備部門 TEL (096) 369-3130
 総務企画・輸送 FAX (096) 365-5695
 登録・整備 FAX (096) 369-3301

(三角庁舎)

〒869-3207 宇城市三角町三角浦1160番地20 三角港湾合同庁舎
 TEL (0964) 52-2069
 FAX (0964) 52-2033

九州運輸局ホームページ <http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/>